令和6(2024)年度 自 己 点 検 評 価 書

> 令和 7(2025) 年 9 月 **日本映画大学**

# 目 次

Ι.	建学0	D精神	・大学	≐の	基本	理	念、	使	<b></b>	• [	目的	匀、	大	学0	り個	性	- 4	持任	色等	<b>手•</b>	•	•	•	•	1
Ι.	沿革 &	≥現況								•															6
Ш.	大学#	が定め	る基準	単に	基之	づく	自	己詞	評価	<del>.</del>						-									8
基	基準 1.	使命	• 目的	] •				•					•			•			•						8
基	基準 2.	内部質	复保証						•										•		•		•		11
基	基準 3.	学生				•				•				•				•							16
基	基準 4.	教育	果程・							•	•			•			•	•	•				•	•	27
基	基準 5.	教員	・職員	₫•						•	•			•			•	•	•				•		39
基	基準 6.	経営	・管理	<u>と</u> 貝	け務			•		•		•	•		•		•	•		•	•	•	•	•	46
π7	大学#	₹₩ 白	/一号几□	Þ١	<i>+</i> _	计准	1-	<b>L</b> :	z <b>亡</b>		=₩.	/ <del></del>		_							_				52
																									32
	<b>基準 A</b> .	-																							52
基	基準 B.	国際	交流•												•					•					56

# I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

# 1. 建学の精神・大学の基本理念

日本映画大学(以下、「本学」という。)の建学の精神は、前身である日本映画学校の創立者、映画監督・今村昌平(1926~2006)の建学・創設の理念を礎に、それを継承している。

本学の歴史は、昭和50 (1975) 年4月、今村昌平が「既設のレールを走りたくない若者たち、常識の管理に甘んじたくない若者たちよ集まれ」と呼びかけて横浜駅前に開校した2年制の「横浜放送映画専門学院」に始まる。昭和61 (1986) 年に現在の川崎市麻生区の新百合ヶ丘駅前に移り、3年制の専門学校「日本映画学校」に改組・発展した。その後、平成22 (2010) 年10月に大学設置認可を受け「日本映画大学」を設置、川崎市麻生区白山の新校地とあわせた2キャンパスを擁する4年制単科大学として、平成23 (2011) 年4月に開学し、令和6 (2024) 年5月で13年が経過した。「日本映画学校」は、大学設置に伴い平成25 (2013) 年3月に閉校となったが、その建学の精神、教育理念・教育姿勢である「人間教育」は本学に脈々と引き継がれている。

#### 建学の理念

日本映画学校は、人間の尊厳、公平、自由と個性を尊重する。

個々の人間に相対し、人間とはかくも汚濁にまみれているものか、人間とはかくも ピュアなるものか、何とうさんくさいものか、何と助平なものか、何と優しいもの か、何と弱々しいものか、人間とは何と滑稽なものなのかを、真剣に問い、総じて人 間とは何と面白いものかを知って欲しい。

そしてこれを問う己は一体何なのかと反問して欲しい。 個々の人間観察をなし遂げる為にこの学校はある。

今村昌平が「日本映画学校」創立にあたって掲げたこの理念は、新百合ヶ丘校舎及び白山校舎の正面玄関入口に銘文として、また本学公式ウェブサイトや「大学案内」に明示され、本学の学生・教職員のみならず、社会に対して広く発信している。

科学技術の急速な発展とそれにともなう産業構造の変化により、映画・映像をめぐる環境が急激に変化しはじめたことから、令和元(2019)年に「建学の精神」を改訂、建学の理念を受け継ぎつつ、急激な変化に適応できる人材の育成に取り組む姿勢を明確に打ち出した。新しい「建学の精神」は、本学公式ウェブサイトや「学生便覧」等において明示している。

#### 建学の精神

1975 年、今村昌平監督は「横浜放送映画専門学院」を開設した。かつては映画人の育成は撮影所が行っていた。しかし撮影所にもうその余裕はなく、映画を志す若者たちの行き場がなくなっていたのである。

今村が目指したのは映画人による実践的な映画教育だった。「既成のレールを拒否し、曠野に向かう勇気ある若者たちよ、来たれ!」という呼びかけに全国の若者たちが集まった。その後、横浜から川崎新百合ヶ丘に移り、「日本映画学校」と名を変えても、途切れなく映画界、芸能界に人材を供給してきた。それ以外の卒業生たちも、ここで学んだ映画的思考を武器に、他の分野で活躍している。

映画は伝統芸能ではない。技術革新に対応し社会変化に連動し、時代によってその形を変えていくものだ。白黒からカラー、サイレントからトーキー、フィルムからデジタル――それまでの常識が否定されたとき、映画表現は一気に拡大した。改革を怖れず、新しい技術を駆使し、人種国境文化の壁を軽々と越え、人間の営み、その愚かさと美しさを描いてきた。社会が変われば映画も変わり、映画に必要とされるものも変化していく。激動の世界に対応できる才能を育てるため、2011 年春「日本映画学校」は「日本映画大学」に生まれ変わった。未来の映画人には、これまで以上に高い技術力と広い教養、世界に通じる見識が求められるだろう。

しかし、最も大切なのは自由な精神、未踏の地に踏み込む勇気である。これからも 我々は、「曠野に向かう勇気ある若者たち」の集まる場所であり続けたい。そう願っ ている。

どのように社会が変化しようとも、急速な技術革新が起きようとも、変化に柔軟に適応できる人材、変化を恐れず未踏の地に踏み込む勇気を持った人材の育成の礎となるのが、今村昌平が掲げた人間の尊厳、公平、自由と個性を尊重する「人間教育」の理念であり、この理念は大学となった今なお脈々と受け継がれていると確信する。

#### 2. 大学の使命・目的

本学の建学の精神及び基本理念は、教育目的の柱として映画学部の教育課程及び教育方針に展開されている。「日本映画大学設置認可申請書」基本計画書及び「日本映画大学学則」第1条において、その目的を以下のとおり定めている。

# 「日本映画大学設置認可申請書」基本計画書

①映画の制作・上映と研究・理論化の双方、両翼の両立をめざし、さらにはその融合を図ることで、新しいタイプの優れた映画人及び映像関係者の育成・輩出と、映画の持つ潜在的な可能性を目覚めさせ(掘り起こし)、及び映画学の学問体系として飛躍的進展に本学は寄与することを目的とする。さらに、その学術コミュニティー

構築の拠点たらんとする。

- ②日本の優れた映画制作の技術・能力やその文化の伝統を尊重し、文化資源としてアーカイブ化し、ものづくりの精神を継承していく基盤整備の構築を目的とする。併せて、日本の文化・芸能・芸術に対する誇りと自信を把持し、世界に向けて発信していける(文化立国としての日本を担う)有為な人材育成を目指す。
- ③21世紀の国際社会でお互いが協力・協調して平和を希求し、想像力の射程の深い 共感力豊かな人材養成を目的とする。特にアジアの国と諸地域に対し、映画力(映 画が具備した社会的・政治経済的・環境的なメッセージ力)を介して社会貢献し、 相互の交流・連帯を促進する。

# 「日本映画大学学則」第1条

日本映画大学は、教育基本法及び学校教育法に基づき、『人間重視』の考え方を常に 基本とし、高度化する知識・技術への対応及び問題解決能力を有し、実学と現場と連 携できる幅広い映画制作能力を持った専門職業人並びに研究者を養成することを目 的とする。

#### 3. 大学の個性・特色等

令和3(2021)年度に策定された第2期「日本映画大学中期目標・中期計画」では、本学の中期的な目標として「映画・映像業界における人材育成の東アジア最高峰大学」を掲げており、目標達成にあたっての基本的な理念を以下のとおり定めている。

#### 第2期「日本映画大学中期目標・中期計画」

科学技術の急速な発展とそれにともなう産業構造の変化によって、映画や映像をめぐる状況もフィルムからデジタルへ、映画館での上映から携帯端末での個人的な視聴へ、グローバルな市場環境へと急激に変化を遂げつつある。誰もが映像を日常的に生産し、消費することが常態となっている現在、映像と人間との関係を改めて思考し、人類の文化に資する映像の活用方法を探究することはかつてなく求められている。

映画を専門とする単科大学である日本映画大学は、本学の映画作りを【世界へ向けて】開き広げ、「「人間重視」の考え方を常に基本とし、高度化する知識・技術への対応及び問題解決能力を有し、実学と現場を連携できる幅広い映画制作能力を持った専門職業人並びに研究者を養成すること」を目的として設立された。

本学は、映画を通して人間と社会の多様性を知り、映像を用いて今日の社会の課題に迫る教育プログラムによって、創造的な知性と他者に対する柔軟な想像力を備え

た人材を育成することを目標とする。

この「中期目標・中期計画」は、本学公式ウェブサイトにおいて公開されているほか、 役員・教職員に周知されている。この目標を達成するために基本項目(教育、研究、社会 連携・社会貢献、国際化、ガバナンス)を定めている。

#### 教育

科学技術の急速な発展とそれにともなう産業構造の変化により、映画・映像をめぐる環境が急激に変化しはじめたことから、令和元(2019)年度入学生から、2年次後期から7コースのいずれかを選択するシステムから、2年次前期より段階的にコースに移行する系・コース制(3系8コース)を導入した。1年次全員が同じ教育課程で映画づくりに必要な基礎知識と技術を修得することは維持しながら、段階的に専門性を深めていくことで「日本映画大学学則」第1条で掲げる人材養成を着実に実行していく取組みである。

系・コース制への移行による映画の創作と、映像をめぐる多様な知の体系的かつ有機的な融合は、柔軟な学事暦の運用によりもたらされる。平成30 (2018) 年度に、従前より設定されていた実習と講義が同時並行していく時間割から、前期と後期の2学期制は維持しつつ、各期を実習期間と講義期間に分け、8週間ごとに入れ替わる「ターム制」を導入した。1年を4つのタームに分け、タームごとに授業が完結していくこの授業形態は、「教学マネジメント指針」及び令和4 (2022) 年改正の「大学設置基準」第23条を進取するものであり、単科大学の機動性を示した特色ある取組みである。

また、令和 6 (2024) 年度からは、「マネジメントコース」及び「VFX 特殊撮影コース」を創設して全 10 コース体制とし、映画・映像領域のすべてに人材を送り出す準備を整えている。

#### 研究

「第2期日本映画大学中期目標・中期計画」及び「日本映画大学設置認可申請書」基本計画書において掲げる東アジアを中心とする学術コミュニティの形成を推進するため、開学以来、アジアの5つの教育機関と学術交流協定を締結している。原資の一つである競争的資金(科学研究費)の獲得は、開学以来毎年採択され続けている。

また、平成9 (1997) 年に、国内の映画・映像を教育課程に持つ大学により設立された「全国映画教育協議会」は、開学以来、本学が事務局としての機能を担っている。

#### 社会連携・社会貢献

大学の設立にあたっては、川崎市より白山校地の長期賃借を受けるなど多大な協力を得て開校している。白山校地のある白山地区で活動している「一般社団法人白山まちづくり協議会」と平成28(2016)年に「包括的連携に関する協定書」を締結し、体育館や校庭を地域住民のスポーツ活動・交流の場として開放しているほか、災害時の避難場所として備蓄倉庫を設置している。また、「白山納涼祭」や「グリーンタウン駅伝」といった地域主催の行事に本学の学生・教職員も参加し、施設開放にとどまらない協力・交流関係を構築し

ている。

川崎市において新百合ヶ丘駅周辺は、「しんゆり・芸術のまち」「芸術・文化のまち麻生」の拠点と位置付けられている。本学は、昭和音楽大学・昭和音楽大学短期大学部、川崎市 文化財団とともに芸術の街づくりの中核を担う役割を期待されている。

令和 2 (2020) 年に発生した新型コロナウイルス感染症により、地域との交流が中止・制限されたが、令和 5 (2023) 年度からは新型コロナウイルス感染症が第 5 類に移行したこともあり、川崎市、地域諸団体との交流を再開している。

#### 国際化

「日本映画大学設置認可申請書」基本計画書に掲げる「アジアの国と諸地域に対し、映画力(映画が具備した社会的・政治経済的・環境的なメッセージ力)を介して社会貢献し、相互の交流・連帯を促進」するために、平成29(2017)年に「国際交流センター」を設置し、センターが中心となって活動を行っている。

昭和29 (1954) 年にフランス・カンヌで設立された映画教育の国際組織「CILECT」(国際映画テレビ学校連盟)には、平成7 (1995) 年より正式に加盟している。世界65 カ国、185 以上の映画教育機関が加盟するなか、日本では本学のほか2校(日本大学藝術学部、東京芸術大学大学院映像研究科)のみ加盟が認められている。

平成 24 (2012) 年に学術交流協定を締結した「韓国国立芸術綜合学校」(K-arts) とは、 平成 25 (2013) 年より、日本と韓国の学生が合同で 1 年間かけて映画制作を行うプロジェクト「日韓学生共同制作プロジェクト」を行っている。日本と韓国を相互に往来しながら映画を制作するこのプロジェクトは、新型コロナウイルス感染症の影響により一時中断していたが、令和 5 (2023) 年度より交流を再開し、これまでに 8 作品が完成している。 平成 28 (2017) 年度より外国人留学生の受入を拡大したことから、平成 29 (2018) 年に国際交流センター内に「留学生支援部門」を設置した。この組織では、留学生が 4 年間安心して修学できるよう留学ビザの更新手続き、時間外活動許可申請、奨学金申請等の支援業務を行っているほか、日本語力強化のための日本語サポートデスクや日本での就職において必須となる語学試験対策を行っている。

#### ガバナンス

本学園は1大学1学部1学科の単科大学を設置する学校法人である。強固な財務基盤を 形成しにくい一方、法人と大学それぞれの機関決定が同期的に実行されることが可能なた め、平成23(2011)年の東日本大震災や令和2(2020)年に発生した新型コロナウイルス 感染症等の有事においては、授業実施方針の策定など即応的な意思決定を必要とする事態 の際は強みとなることが明らかとなった。理事長を主宰とする機関決定組織である「常勤 理事会」は、学長、学部長ほか、職員や外部有識者の理事が参加しており、多角的な意見 が反映される組織体となっている。

# Ⅱ. 沿革と現況

# 1. 本学の沿革

空中の	1. 不丁07/11 —						
課程)を開校   学校法人神奈川映像学園、及び日本映画学校(専門学校・3 年課程)映像科・俳優科、神奈川県知事より設置認可   昭和61 (1986) 年 3 月   横浜放送映画専門学院廃止   川崎市麻生区に新校舎(現 新百合ヶ丘キャンパス)落成   学校法人 神奈川映像学園設置、今村昌平 理事長に就任   日本映画学校開校、今村昌平 学校長に就任   平成 4 (1992) 年 4 月   一数利忠男(佐藤忠男)学校長に就任   平成 8 (1996) 年 4 月   一数利忠男(佐藤忠男)学校長に就任   平成 16 (2004) 年 11 月   一数利忠男(佐藤忠男)学校長に就任   平成 17 (2005) 年 4 月   日本映画学校 俳優科 3 年課程から 2 年課程に変更   平成 19 (2007) 年 10 月   日本映画学校 俳優科 3 年課程から 2 年課程に変更   平成 22 (2010) 年 10 月   日本映画大学 文部科学大臣より設置認可   日本映画大学 文部科学大臣より設置認可   日本映画大学開学、飯利忠男(佐藤忠男)学長に就任   川崎市麻生区に自山キャンパスを開設   中本映画大学開学、飯利忠男(佐藤忠男)学長に就任   川崎市産生区に自山キャンパスを開設   中成 24 (2012) 年 3 月   日本映画学校 俳優科を廃止   中成 24 (2012) 年 10 月   中成 25 (2013) 年 3 月   日本映画学校 俳優科を廃止   中成 26 (2014) 年 4 月   田本映画学校 映像科を廃止、これに伴い日本映画学校閉校   平成 26 (2014) 年 4 月   北京電影学院と学術交流協定を締結   平成 27 (2015) 年 4 月   インドネシア国立ジャカルタ芸術大学と学術交流協定を締結   平成 29 (2017) 年 3 月   昭和音楽大学と包括的連携協定を締結   七北メディアスクールと学術交流協定を締結   台北メディアスクールと学術交流協定を締結	昭和 50(1975)年 4 月						
昭和 60 (1985) 年 11 月 程) 映像科・俳優科、神奈川県知事より設置認可 昭和 61 (1986) 年 3 月 横浜放送映画専門学院廃止 川崎市麻生区に新校舎(現 新百合ヶ丘キャンパス)落成 学校法人 神奈川映像学園設置、今村昌平 理事長に就任 日本映画学校開校、今村昌平 学校長に就任 平成 4 (1992) 年 4 月 石堂淑朗 学校長に就任 平成 8 (1996) 年 4 月 飯利忠男 (佐藤忠男) 学校長に就任 平成 16 (2004) 年 11 月 飯利忠男 (佐藤忠男) 学校長、理事長に就任 平成 17 (2005) 年 4 月 日本映画学校 俳優科3年課程から2年課程に変更 平成 19 (2007) 年 10 月 日本映画学校 俳優科3年課程から2年課程に変更 平成 22 (2010) 年 10 月 日本映画大学 文部科学大臣より設置認可 日本映画大学開学、飯利忠男 (佐藤忠男) 学長に就任 川崎市麻生区に自山キャンパスを開設 平成 24 (2012) 年 3 月 日本映画学校 俳優科を廃止 韓国国立芸術総合大学と学術交流協定を締結 川崎麻生区・大学 公学協働ネットワーク協定締結 平成 25 (2013) 年 3 月 日本映画学校 映像科を廃止、これに伴い日本映画学校開校 平成 26 (2014) 年 4 月 北京電影学院と学術交流協定を締結 平成 27 (2015) 年 4 月 インドネシア国立ジャカルタ芸術大学と学術交流協定を締結 平成 29 (2017) 年 3 月 昭和音楽大学と包括的連携協定を締結 平成 29 (2017) 年 4 月 今村大介 (天願大介) 学長に就任 全ロシア国立映画大学と学術交流協定を締結 台北メディアスクールと学術交流協定を締結 台北メディアスクールと学術交流協定を締結	H 111 (2013)   274	課程)を開校					
程)映像科・俳優科、神奈川県知事より設置認可   横浜放送映画専門学院廃止		学校法人神奈川映像学園、及び日本映画学校(専門学校・3 年課					
昭和 61 (1986) 年 4 月	四和 00 (1909) 平 11 万	程)映像科・俳優科、神奈川県知事より設置認可					
昭和 61 (1986) 年 4 月 学校法人 神奈川映像学園設置、今村昌平 理事長に就任 日本映画学校開校、今村昌平 学校長に就任 平成 8 (1996) 年 4 月 飯利忠男 (佐藤忠男) 学校長に就任 飯利忠男 (佐藤忠男) 学校長に就任 平成 16 (2004) 年 11 月 飯利忠男 (佐藤忠男) 学校長、理事長に就任 平成 17 (2005) 年 4 月 日本映画学校 俳優科 3 年課程から 2 年課程に変更 平成 19 (2007) 年 10 月 佐々木正路 (佐々木史朗) 理事長に就任 平成 22 (2010) 年 10 月 日本映画大学 文部科学大臣より設置認可 日本映画大学 文部科学大臣より設置認可 日本映画大学開学、飯利忠男 (佐藤忠男) 学長に就任 川崎市麻生区に自山キャンパスを開設 日本映画学校 俳優科を廃止 韓国国立芸術総合大学と学術交流協定を締結 川崎麻生区・大学 公学協働ネットワーク協定締結 平成 25 (2013) 年 3 月 日本映画学校 映像科を廃止、これに伴い日本映画学校閉校 平成 25 (2013) 年 11 月 国立台北芸術大学と学術交流協定を締結 平成 26 (2014) 年 4 月 北京電影学院と学術交流協定を締結 平成 27 (2015) 年 4 月 インドネシア国立ジャカルタ芸術大学と学術交流協定を締結 平成 29 (2017) 年 3 月 昭和音楽大学と包括的連携協定を締結 全口シア国立映画大学と学術交流協定を締結 全ロシア国立映画大学と学術交流協定を締結 全ロシア国立映画大学と学術交流協定を締結 台北メディアスクールと学術交流協定を締結	昭和61 (1986) 年3月	横浜放送映画専門学院廃止					
日本映画学校開校、今村昌平 学校長に就任 平成 4 (1992) 年 4 月 石堂淑朗 学校長に就任 平成 8 (1996) 年 4 月 飯利忠男 (佐藤忠男) 学校長に就任 平成 16 (2004) 年 11 月 飯利忠男 (佐藤忠男) 学校長、理事長に就任 平成 17 (2005) 年 4 月 日本映画学校 俳優科 3 年課程から 2 年課程に変更 平成 19 (2007) 年 10 月 佐々木正路 (佐々木史朗) 理事長に就任 平成 22 (2010) 年 10 月 日本映画大学 文部科学大臣より設置認可 日本映画大学開学、飯利忠男 (佐藤忠男) 学長に就任 川崎市麻生区に白山キャンパスを開設 平成 24 (2012) 年 3 月 日本映画学校 俳優科を廃止 中成 24 (2012) 年 10 月 韓国国立芸術総合大学と学術交流協定を締結 川崎麻生区・大学 公学協働ネットワーク協定締結 中成 25 (2013) 年 3 月 日本映画学校 映像科を廃止、これに伴い日本映画学校閉校 平成 25 (2013) 年 11 月 国立台北芸術大学と学術交流協定を締結 平成 26 (2014) 年 4 月 北京電影学院と学術交流協定を締結 平成 27 (2015) 年 4 月 インドネシア国立ジャカルタ芸術大学と学術交流協定を締結 平成 28 (2016) 年 7 月 一般社団法人白山まちづくり協議会と包括的連携協定締結 平成 29 (2017) 年 3 月 昭和音楽大学と包括的連携協定を締結 平成 29 (2017) 年 4 月 今村大介 (天願大介) 学長に就任 全ロシア国立映画大学と学術交流協定を締結 台北メディアスクールと学術交流協定を締結		川崎市麻生区に新校舎(現 新百合ヶ丘キャンパス)落成					
平成 4 (1992) 年 4 月         石堂淑朗 学校長に就任           平成 8 (1996) 年 4 月         飯利忠男 (佐藤忠男) 学校長に就任           平成 16 (2004) 年 11 月         飯利忠男 (佐藤忠男) 学校長、理事長に就任           平成 17 (2005) 年 4 月         日本映画学校 俳優科 3 年課程から 2 年課程に変更           平成 19 (2007) 年 10 月         佐々木正路 (佐々木史朗) 理事長に就任           平成 22 (2010) 年 10 月         日本映画大学 文部科学大臣より設置認可           平成 23 (2011) 年 4 月         日本映画大学開学、飯利忠男 (佐藤忠男) 学長に就任 川崎市麻生区に白山キャンパスを開設           平成 24 (2012) 年 3 月         日本映画学校 俳優科を廃止           平成 24 (2012) 年 10 月         韓国国立芸術総合大学と学術交流協定を締結 川崎麻生区・大学 公学協働ネットワーク協定締結 日本映画学校財校           平成 25 (2013) 年 3 月         日本映画学校 映像科を廃止、これに伴い日本映画学校閉校           平成 25 (2013) 年 11 月         国立台北芸術大学と学術交流協定を締結 日本映画学校院と学術交流協定を締結 日本映画学院と学術交流協定を締結 日本映画学院と学術交流協定を締結 日本成 29 (2014) 年 4 月 日本映画学校院と包括的連携協定締結 日本成 29 (2017) 年 3 月 昭和音楽大学と包括的連携協定を締結 日本の主要とと包括的連携協定を締結 日本の主要とと包括の連携協定を締結 日本メディアスクールと学術交流協定を締結 日本メディアスクールと学術交流協定を締結 日本メディアスクールと学術交流協定を締結 日本メディアスクールと学術交流協定を締結 日本メディアスクールと学術交流協定を締結 日本メディアスクールと学術交流協定を締結 日本メディアスクールと学術交流協定を締結 日本、アスクールと学術交流協定を締結 日本、アスクールと学術交流協定を締結 日本、アスクールと学術交流協定を締結 日本、アスクールと学術交流協定を締結 日本、アスクールと学術交流協定を締結 日本・アスクールと学術交流協定を締結 日本・アスクールと学術を流協定を締結 日本・アスクールと学術を流協定を締結 日本・アスクールと学術を流協定を締結 日本・アスクールと学術を流協定を締結 日本・アスクールと学術を流協定を締結 日本・アスクールと学術を流協定を締結 日本・アスクールと学術を流協で 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	昭和61 (1986) 年4月	学校法人 神奈川映像学園設置、今村昌平 理事長に就任					
平成 8 (1996) 年 4 月飯利忠男 (佐藤忠男) 学校長に就任平成 16 (2004) 年 11 月飯利忠男 (佐藤忠男) 学校長、理事長に就任平成 17 (2005) 年 4 月日本映画学校 俳優科 3 年課程から 2 年課程に変更平成 19 (2007) 年 10 月佐々木正路 (佐々木史朗) 理事長に就任平成 22 (2010) 年 10 月日本映画大学 文部科学大臣より設置認可平成 23 (2011) 年 4 月日本映画大学開学、飯利忠男 (佐藤忠男) 学長に就任平成 24 (2012) 年 3 月日本映画学校 俳優科を廃止平成 24 (2012) 年 10 月韓国国立芸術総合大学と学術交流協定を締結平成 25 (2013) 年 3 月日本映画学校 映像科を廃止、これに伴い日本映画学校閉校平成 25 (2013) 年 3 月日本映画学校 映像科を廃止、これに伴い日本映画学校閉校平成 25 (2013) 年 11 月国立台北芸術大学と学術交流協定を締結平成 26 (2014) 年 4 月北京電影学院と学術交流協定を締結平成 27 (2015) 年 4 月インドネシア国立ジャカルタ芸術大学と学術交流協定を締結平成 28 (2016) 年 7 月一般社団法人白山まちづくり協議会と包括的連携協定締結平成 29 (2017) 年 3 月昭和音楽大学と包括的連携協定を締結平成 29 (2017) 年 4 月今村大介 (天願大介) 学長に就任平成 29 (2017) 年 4 月今村大介 (天願大介) 学長に就任平成 29 (2017) 年 10 月台北メディアスクールと学術交流協定を締結		日本映画学校開校、今村昌平 学校長に就任					
平成 16 (2004) 年 11 月飯利忠男 (佐藤忠男) 学校長、理事長に就任平成 17 (2005) 年 4 月日本映画学校 俳優科 3 年課程から 2 年課程に変更平成 19 (2007) 年 10 月佐々木正路 (佐々木史朗) 理事長に就任平成 22 (2010) 年 10 月日本映画大学 文部科学大臣より設置認可平成 23 (2011) 年 4 月日本映画大学開学、飯利忠男 (佐藤忠男) 学長に就任平成 24 (2012) 年 3 月日本映画学校 俳優科を廃止平成 24 (2012) 年 10 月韓国国立芸術総合大学と学術交流協定を締結 川崎麻生区・大学 公学協働ネットワーク協定締結平成 25 (2013) 年 3 月日本映画学校 映像科を廃止、これに伴い日本映画学校閉校平成 25 (2013) 年 11 月国立台北芸術大学と学術交流協定を締結平成 26 (2014) 年 4 月北京電影学院と学術交流協定を締結平成 27 (2015) 年 4 月インドネシア国立ジャカルタ芸術大学と学術交流協定を締結平成 28 (2016) 年 7 月一般社団法人白山まちづくり協議会と包括的連携協定締結平成 29 (2017) 年 3 月昭和音楽大学と包括的連携協定を締結平成 29 (2017) 年 4 月今村大介 (天願大介) 学長に就任平成 29 (2017) 年 4 月今村大介 (天願大介) 学長に就任平成 29 (2017) 年 10 月全ロシア国立映画大学と学術交流協定を締結 台北メディアスクールと学術交流協定を締結	平成4 (1992) 年4月	石堂淑朗 学校長に就任					
平成 17 (2005) 年 4 月       日本映画学校 俳優科 3 年課程から 2 年課程に変更         平成 19 (2007) 年 10 月       佐々木正路 (佐々木史朗) 理事長に就任         平成 22 (2010) 年 10 月       日本映画大学 文部科学大臣より設置認可         平成 23 (2011) 年 4 月       日本映画大学開学、飯利忠男 (佐藤忠男) 学長に就任 川崎市麻生区に自山キャンパスを開設         平成 24 (2012) 年 3 月       日本映画学校 俳優科を廃止         平成 24 (2012) 年 10 月       韓国国立芸術総合大学と学術交流協定を締結 川崎麻生区・大学 公学協働ネットワーク協定締結 甲成 25 (2013) 年 3 月       日本映画学校 映像科を廃止、これに伴い日本映画学校閉校 平成 25 (2013) 年 11 月         平成 26 (2014) 年 4 月       北京電影学院と学術交流協定を締結 インドネシア国立ジャカルタ芸術大学と学術交流協定を締結 平成 27 (2015) 年 4 月       インドネシア国立ジャカルタ芸術大学と学術交流協定を締結 平成 29 (2017) 年 3 月       昭和音楽大学と包括的連携協定を締結 平成 29 (2017) 年 4 月       今村大介 (天願大介) 学長に就任         平成 29 (2017) 年 4 月       今村大介 (天願大介) 学長に就任         平成 29 (2017) 年 10 月       全ロシア国立映画大学と学術交流協定を締結 台北メディアスクールと学術交流協定を締結	平成8 (1996) 年4月	飯利忠男(佐藤忠男)学校長に就任					
平成 19 (2007) 年 10 月佐々木正路 (佐々木史朗) 理事長に就任平成 22 (2010) 年 10 月日本映画大学 文部科学大臣より設置認可平成 23 (2011) 年 4 月日本映画大学開学、飯利忠男 (佐藤忠男) 学長に就任 川崎市麻生区に白山キャンパスを開設平成 24 (2012) 年 3 月日本映画学校 俳優科を廃止平成 24 (2012) 年 10 月韓国国立芸術総合大学と学術交流協定を締結 川崎麻生区・大学 公学協働ネットワーク協定締結平成 25 (2013) 年 3 月日本映画学校 映像科を廃止、これに伴い日本映画学校閉校平成 25 (2013) 年 11 月国立台北芸術大学と学術交流協定を締結平成 26 (2014) 年 4 月北京電影学院と学術交流協定を締結平成 27 (2015) 年 4 月インドネシア国立ジャカルタ芸術大学と学術交流協定を締結平成 29 (2017) 年 3 月昭和音楽大学と包括的連携協定を締結平成 29 (2017) 年 4 月今村大介 (天願大介) 学長に就任平成 29 (2017) 年 10 月全ロシア国立映画大学と学術交流協定を締結 台北メディアスクールと学術交流協定を締結	平成 16 (2004) 年 11 月	飯利忠男(佐藤忠男)学校長、理事長に就任					
平成 22 (2010) 年 10 月日本映画大学 文部科学大臣より設置認可平成 23 (2011) 年 4 月日本映画大学開学、飯利忠男 (佐藤忠男) 学長に就任 川崎市麻生区に白山キャンパスを開設平成 24 (2012) 年 3 月日本映画学校 俳優科を廃止平成 24 (2012) 年 10 月韓国国立芸術総合大学と学術交流協定を締結 川崎麻生区・大学 公学協働ネットワーク協定締結平成 25 (2013) 年 3 月日本映画学校 映像科を廃止、これに伴い日本映画学校閉校平成 25 (2013) 年 11 月国立台北芸術大学と学術交流協定を締結平成 26 (2014) 年 4 月北京電影学院と学術交流協定を締結平成 27 (2015) 年 4 月インドネシア国立ジャカルタ芸術大学と学術交流協定を締結平成 29 (2017) 年 3 月昭和音楽大学と包括的連携協定を締結平成 29 (2017) 年 4 月今村大介 (天願大介) 学長に就任平成 29 (2017) 年 10 月全ロシア国立映画大学と学術交流協定を締結 台北メディアスクールと学術交流協定を締結	平成 17 (2005) 年 4 月	日本映画学校 俳優科3年課程から2年課程に変更					
平成 23 (2011) 年 4 月日本映画大学開学、飯利忠男(佐藤忠男)学長に就任平成 24 (2012) 年 3 月日本映画学校 俳優科を廃止平成 24 (2012) 年 10 月韓国国立芸術総合大学と学術交流協定を締結 川崎麻生区・大学 公学協働ネットワーク協定締結平成 25 (2013) 年 3 月日本映画学校 映像科を廃止、これに伴い日本映画学校閉校平成 25 (2013) 年 11 月国立台北芸術大学と学術交流協定を締結平成 26 (2014) 年 4 月北京電影学院と学術交流協定を締結平成 27 (2015) 年 4 月インドネシア国立ジャカルタ芸術大学と学術交流協定を締結平成 28 (2016) 年 7 月一般社団法人白山まちづくり協議会と包括的連携協定締結平成 29 (2017) 年 3 月昭和音楽大学と包括的連携協定を締結平成 29 (2017) 年 4 月今村大介(天願大介) 学長に就任平成 29 (2017) 年 10 月全ロシア国立映画大学と学術交流協定を締結 台北メディアスクールと学術交流協定を締結	平成 19 (2007) 年 10 月	佐々木正路(佐々木史朗)理事長に就任					
平成 23 (2011) 年 4 月川崎市麻生区に白山キャンパスを開設平成 24 (2012) 年 3 月日本映画学校 俳優科を廃止平成 24 (2012) 年 10 月韓国国立芸術総合大学と学術交流協定を締結 川崎麻生区・大学 公学協働ネットワーク協定締結平成 25 (2013) 年 3 月日本映画学校 映像科を廃止、これに伴い日本映画学校閉校平成 25 (2013) 年 11 月国立台北芸術大学と学術交流協定を締結平成 26 (2014) 年 4 月北京電影学院と学術交流協定を締結平成 27 (2015) 年 4 月インドネシア国立ジャカルタ芸術大学と学術交流協定を締結平成 28 (2016) 年 7 月一般社団法人白山まちづくり協議会と包括的連携協定締結平成 29 (2017) 年 3 月昭和音楽大学と包括的連携協定を締結平成 29 (2017) 年 4 月今村大介 (天願大介) 学長に就任平成 29 (2017) 年 10 月全ロシア国立映画大学と学術交流協定を締結 台北メディアスクールと学術交流協定を締結	平成 22 (2010) 年 10 月	日本映画大学 文部科学大臣より設置認可					
川崎市麻生区に白山キャンパスを開設平成 24 (2012) 年 3月日本映画学校 俳優科を廃止平成 24 (2012) 年 10月韓国国立芸術総合大学と学術交流協定を締結平成 25 (2013) 年 3月日本映画学校 映像科を廃止、これに伴い日本映画学校閉校平成 25 (2013) 年 11月国立台北芸術大学と学術交流協定を締結平成 26 (2014) 年 4月北京電影学院と学術交流協定を締結平成 27 (2015) 年 4月インドネシア国立ジャカルタ芸術大学と学術交流協定を締結平成 28 (2016) 年 7月一般社団法人白山まちづくり協議会と包括的連携協定締結平成 29 (2017) 年 3月昭和音楽大学と包括的連携協定を締結平成 29 (2017) 年 4月今村大介 (天願大介) 学長に就任平成 29 (2017) 年 10月全ロシア国立映画大学と学術交流協定を締結中成 29 (2017) 年 10月全ロシア国立映画大学と学術交流協定を締結台北メディアスクールと学術交流協定を締結	亚成 23 (2011) 年 4 日	日本映画大学開学、飯利忠男(佐藤忠男)学長に就任					
平成 24 (2012) 年 10 月韓国国立芸術総合大学と学術交流協定を締結平成 25 (2013) 年 3 月日本映画学校 映像科を廃止、これに伴い日本映画学校閉校平成 25 (2013) 年 11 月国立台北芸術大学と学術交流協定を締結平成 26 (2014) 年 4 月北京電影学院と学術交流協定を締結平成 27 (2015) 年 4 月インドネシア国立ジャカルタ芸術大学と学術交流協定を締結平成 28 (2016) 年 7 月一般社団法人白山まちづくり協議会と包括的連携協定締結平成 29 (2017) 年 3 月昭和音楽大学と包括的連携協定を締結平成 29 (2017) 年 4 月今村大介(天願大介) 学長に就任平成 29 (2017) 年 10 月全ロシア国立映画大学と学術交流協定を締結中成 29 (2017) 年 10 月全ロシア国立映画大学と学術交流協定を締結台北メディアスクールと学術交流協定を締結	十)及23(2011) 牛 4 万	川崎市麻生区に白山キャンパスを開設					
平成 24 (2012) 年 10 月川崎麻生区・大学 公学協働ネットワーク協定締結平成 25 (2013) 年 3 月日本映画学校 映像科を廃止、これに伴い日本映画学校閉校平成 25 (2013) 年 11 月国立台北芸術大学と学術交流協定を締結平成 26 (2014) 年 4 月北京電影学院と学術交流協定を締結平成 27 (2015) 年 4 月インドネシア国立ジャカルタ芸術大学と学術交流協定を締結平成 28 (2016) 年 7 月一般社団法人白山まちづくり協議会と包括的連携協定締結平成 29 (2017) 年 3 月昭和音楽大学と包括的連携協定を締結平成 29 (2017) 年 4 月今村大介(天願大介) 学長に就任平成 29 (2017) 年 10 月全ロシア国立映画大学と学術交流協定を締結 台北メディアスクールと学術交流協定を締結	平成 24 (2012) 年 3 月	日本映画学校 俳優科を廃止					
川崎麻生区・大学 公学協働ネットワーク協定締結	平成 94 (9019) 在 10 日	韓国国立芸術総合大学と学術交流協定を締結					
平成 25 (2013) 年 11 月国立台北芸術大学と学術交流協定を締結平成 26 (2014) 年 4 月北京電影学院と学術交流協定を締結平成 27 (2015) 年 4 月インドネシア国立ジャカルタ芸術大学と学術交流協定を締結平成 28 (2016) 年 7 月一般社団法人白山まちづくり協議会と包括的連携協定締結平成 29 (2017) 年 3 月昭和音楽大学と包括的連携協定を締結平成 29 (2017) 年 4 月今村大介(天願大介) 学長に就任平成 29 (2017) 年 10 月全ロシア国立映画大学と学術交流協定を締結 台北メディアスクールと学術交流協定を締結	十成 24 (2012) 平 10 月	川崎麻生区・大学 公学協働ネットワーク協定締結					
平成 26 (2014) 年 4 月北京電影学院と学術交流協定を締結平成 27 (2015) 年 4 月インドネシア国立ジャカルタ芸術大学と学術交流協定を締結平成 28 (2016) 年 7 月一般社団法人白山まちづくり協議会と包括的連携協定締結平成 29 (2017) 年 3 月昭和音楽大学と包括的連携協定を締結平成 29 (2017) 年 4 月今村大介(天願大介) 学長に就任平成 29 (2017) 年 10 月全ロシア国立映画大学と学術交流協定を締結 台北メディアスクールと学術交流協定を締結	平成 25 (2013) 年 3 月	日本映画学校 映像科を廃止、これに伴い日本映画学校閉校					
平成 27 (2015) 年 4 月インドネシア国立ジャカルタ芸術大学と学術交流協定を締結平成 28 (2016) 年 7 月一般社団法人白山まちづくり協議会と包括的連携協定締結平成 29 (2017) 年 3 月昭和音楽大学と包括的連携協定を締結平成 29 (2017) 年 4 月今村大介 (天願大介) 学長に就任平成 29 (2017) 年 10 月全ロシア国立映画大学と学術交流協定を締結 台北メディアスクールと学術交流協定を締結	平成 25 (2013) 年 11 月	国立台北芸術大学と学術交流協定を締結					
平成 28 (2016) 年 7 月一般社団法人白山まちづくり協議会と包括的連携協定締結平成 29 (2017) 年 3 月昭和音楽大学と包括的連携協定を締結平成 29 (2017) 年 4 月今村大介(天願大介) 学長に就任平成 29 (2017) 年 10 月全ロシア国立映画大学と学術交流協定を締結 台北メディアスクールと学術交流協定を締結	平成 26 (2014) 年 4 月	北京電影学院と学術交流協定を締結					
平成 29 (2017) 年 3 月昭和音楽大学と包括的連携協定を締結平成 29 (2017) 年 4 月今村大介 (天願大介) 学長に就任平成 29 (2017) 年 10 月全ロシア国立映画大学と学術交流協定を締結 台北メディアスクールと学術交流協定を締結	平成 27 (2015) 年 4 月	インドネシア国立ジャカルタ芸術大学と学術交流協定を締結					
平成 29 (2017) 年 4 月今村大介 (天願大介)学長に就任平成 29 (2017) 年 10 月全ロシア国立映画大学と学術交流協定を締結 台北メディアスクールと学術交流協定を締結	平成 28 (2016) 年 7 月	一般社団法人白山まちづくり協議会と包括的連携協定締結					
平成 29 (2017) 年 10 月       全ロシア国立映画大学と学術交流協定を締結         台北メディアスクールと学術交流協定を締結	平成 29 (2017) 年 3 月	昭和音楽大学と包括的連携協定を締結					
平成 29 (2017) 年 10 月 台北メディアスクールと学術交流協定を締結	平成 29 (2017) 年 4 月	今村大介 (天願大介) 学長に就任					
台北メディアスクールと学術交流協定を締結	灭战 90 (9017) 年 10 日	全ロシア国立映画大学と学術交流協定を締結					
平成30(2018)年4月 富山省吾 理事長に就任	一	台北メディアスクールと学術交流協定を締結					
	平成 30 (2018) 年 4 月	富山省吾 理事長に就任					

# 2. 本学の現況

# ・大学名

日本映画大学

# ・所在地

新百合ヶ丘校舎 神奈川県川崎市麻生区万福寺 1-16-30

白山校舎 神奈川県川崎市麻生区白山 2-1-1

#### • 学部構成

映画学部 映画学科

平成 27 (2015) 年度入学者まで

脚本演出コース、撮影照明コース、録音コース、編集コース、

ドキュメンタリーコース、映画・映像文化コース

平成28 (2016) 年度入学者から平成29 (2017) 年度入学者まで

演出コース、脚本コース、撮影照明コース、録音コース、

編集コース、ドキュメンタリーコース、映画・映像文化コース

身体表現・俳優コース

平成30(2018)年度入学者から

演出系 演出コース、身体表現・俳優コース、ドキュメンタリーコース

技術系 撮影照明コース、録音コース、編集コース

文章系 脚本コース、文芸コース

令和6 (2024) 年度入学者から

演出系 演出コース、身体表現・俳優コース、ドキュメンタリーコース

文章系 脚本コース、文芸コース

撮影照明コース、録音コース、編集コース、VFX 特殊撮影コース、マネジメントコース

# • 学生数、教員数、職員数

学生数

令和7(2025)年5月1日現在

学部	学科			在籍学生数		
子前	子件	1年次	2年次	3年次	4年次	総数
映画学部	映画学科	144	108	105	93	450

#### 教員数

学部	学科			専任教員数		
→ <u>中</u> 即	子作	教授	准教授	講師	助手	総数
映画学部	映画学科	11	12	1	4	28

# 職員数

正職員	嘱託	パート	総数
18	2	8	28

#### Ⅲ. 大学が定める基準に基づく自己評価

# 基準1. 使命•目的

- 1-1. 使命・目的及び教育研究上の目的の反映
- 1-1-① 学内外への周知
- 1-1-② 中期的な計画への反映
- 1-1-3 三つのポリシーへの反映
- 1-1-④ 教育研究組織の構成との整合性
- 1-1-⑤ 変化への対応

# (1) 1-1の自己判定

基準項目 1-1 を満たしている。

# (2) 1-1の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

# 1-1-① 学内外への周知

今村昌平が「日本映画学校」創立にあたって掲げた「建学の理念」は、新百合ヶ丘校舎及び白山校舎の正面玄関入口に銘文として、また本学公式ウェブサイトや「大学案内」に明示され、本学の学生・教職員のみならず、社会に対して広く発信している。このほか、本学公式ウェブサイトには「使命・目的及び教育目的」を掲載している。学生全員に周知するため「学生便覧」にも掲載している。

#### 1-1-② 中期的な計画への反映

本学は平成 26 (2014) 年度に完成年度を迎え、令和 6 (2024) 年度に第 11 期、のべ 988 名の卒業生を輩出したところであり、毎年卒業生を対象に実施している「学生満足 度調査」の結果をみる限り、満足度・充実度の高い教育活動が展開されている。しかし ながら、開学以来、学修意欲や映画に関する興味等の面で学生の状況は変化し、また外 国人留学生の増加に伴う修学環境の変化も進んでいる。近年、収容定員充足率は改善傾 向にあるが、依然として収容定員を下回っている状態が続いている。令和 3 (2021) 年 5 月に、本学を巡る課題や社会情勢の変化に対応するよう、これまでの教育実績を検証しつつ、第 2 期の「日本映画大学中期目標・中期計画」を策定し、改訂を行い、令和 4 (2022) 年度末に中間検証を行った。

#### 1-1-③ 三つのポリシーへの反映

本学の使命・目的及び教育目的は、三つのポリシーにそれぞれ反映されているが、「ディプロマ・ポリシー」を達成するための具体的な目的が「カリキュラム・ポリシー」及び「アドミッション・ポリシー」に定められている。三つのポリシーを貫いている方針は、教育目的で掲げる人間の尊厳、公平、自由と個性を尊重する「人間重視」の姿勢であり、この基盤となっているのが「ディプロマ・ポリシー」における「他者とともに問題解決に臨む姿勢」、「カリキュラム・ポリシー」における「チームワークの重要性」「コ

ミュニケーション能力」、「アドミッション・ポリシー」における「他人と協力することができる」として明示されており、一貫性と整合性をもっている。映画は一人で作ることができない。「建学の精神」で掲げる「自由な精神、未踏の地に踏み込む勇気」を持つために必要となる力が3つのポリシーに明確に反映され、他者とともに創作・表現することの重要性を繰り返し明示している。また、「建学の精神」で掲げる「未来の映画人」として求められる「これまで以上に高い技術力と広い教養、世界に通じる見識」の醸成のために、学生全員が映画制作の全体像を知り、技術を修得すると同時に、映像や文化、社会に対する知識と幅広い教養を身につけることが「ディプロマ・ポリシー」及び「カリキュラム・ポリシー」で明示されている。

# 1-1-④ 教育研究組織の構成との整合性

教育研究組織は、「日本映画大学学則」第1条に定める目的を達成するため、映画学部映画学科を設置している。教員は、実際に映画制作に関わる実務教員(創作系)と、映画や映像に関わる様々な学問領域を専門とする研究教員で構成され、バランスよく配置されている。

#### 1-1-⑤ 変化への対応

学園創設以来の一貫した「人間重視」の姿勢を継承しながら、時代の変化に対応した 使命・目的は、5年ごとに策定される「中期計画」において検証されている。この「中 期計画」は、本学公式ウェブサイトで公開しているほか、理事会、常勤理事会、評議員 会、教授会、部課長会議において定期的な点検を行っている。

科学技術の急速な発展とそれにともなう産業構造の変化は、映画や映像をめぐる環境も例外ではなく、デジタル化はもとより、映画館での視聴から配信による個人的な視聴、さらには上映プラットフォームのグローバル化など急激に変化している。誰もが日常的に映像を生産し消費する現在において、映像と人間との関係を改めて思考し、人類の文化に資する映像の活用方法を探究することがかつてなく求められている。そのため、映画の新たな可能性を見極め、既存の映画技術との融合を目指して、令和6(2024)年度より VFX 特殊撮影コース、マネジメントコースを新設した。世界言語である映画の新たな可能性を、映画的思考を武器に、建学の精神に掲げる「自由な精神、未踏の地に踏み込む勇気」を持った人材を養成するため、映画のすべてが学べる大学としての姿勢を内外に示していく。

#### [基準1の自己評価]

# (1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

日本で唯一の映画専門の大学である本学の個性・特色をより一層明確に使命・目的及び教育目的に反映するとともに、使命・目的及び教育目的は中期目標・中期計画及び3つのポリシーに反映され、大学公式ウェブサイトなど様々な機会を活用しながら内外への周知に積極的に取り組んでいる。社会情勢の変化に対応して、常に「建学の理念」「建学の精神」に立ち返りながら、使命・目的及び教育目的を明確に定めてきた。映画・映像をとりまく環境が大きく変化を遂げるなか、建学の精神で掲げる「映画的思考」を武

#### 日本映画大学

器に、本学は社会や映画・映像分野を支える高い専門性を持った人材を送り出す高等教育機関でありつづけなければならない。そのためには、使命・目的及び教育目的を定期的に検証し、映画・映像業界の要請に的確にこたえ、社会からひろく評価、支持、信頼される大学としての努力を継続していく。

#### (2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

本学園は、令和7(2025)年に建学50年の節目を迎えることから、学園にかかわるすべての構成員が「建学の精神」への理解をさらに深めるとともに、ひろく社会からの理解と信頼を得られるよう、伝わりやすい文言の具体化を検討していく。

# (3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

平成30 (2018) 年度入学生から新カリキュラムの運用を開始し、令和3 (2021) 年度に新カリキュラムの完成年度を迎えたが、映画・映像業界のデジタル化、アジア諸国の映画大学との交流の進展、急速に変化する社会情勢や教育環境等、本学を取り巻く環境の変化は著しく早い。令和3 (2021) 年度に第2期「日本映画大学中期目標・中期計画」を策定し、令和4 (2022) 年度に中間検証を行った。映画のすべてが学べる大学の実現を目指し、令和7 (2025) 年度から新たに2 つのコースが始動することから、令和5 (2023) 年度に「アドミッション・ポリシー」、「カリキュラム・ポリシー」、「ディプロマ・ポリシー」の点検を行った。カリキュラムの具体化に合わせ、教育目的と三つのポリシーの検証を継続して行っていく。

# 基準 2. 内部質保証

#### 2-1. 内部質保証の組織体制

2-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

#### (1) 2-1 の自己判定

基準項目 2-1 を満たしている。

# (2) 2-1 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

# 2-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

#### 全学的な方針の明示

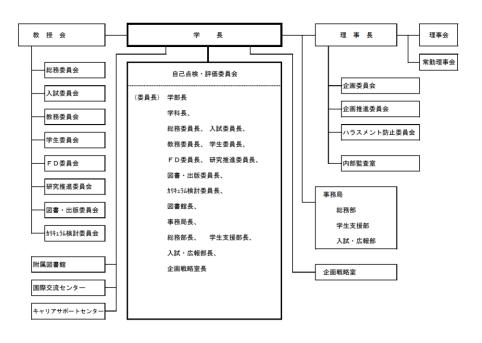
本学では「日本映画大学学則」第2条において「本学の目的を達成するために、教育研究活動等の状況について、自らが点検及び評価を行う」と定め、これに基づき、日本映画大学の教育研究、管理運営等に関する自己点検・評価を実施し、その結果に基づく改善・向上に向けた取り組みを継続的に行うことにより、建学の精神を実践し、教育研究に係る適切な水準の維持及びその充実を図り、自らの責任でその質を保証することについて、「日本映画大学自己点検・評価規程」を廃止・転換して、「日本映画大学内部質保証規程」(以下「内部質保証規程」という。)を定め、令和7年(2025)年4月から施行した。

「内部質保証規程」第7条において「自己点検・評価の結果を踏まえて必要な改善に努め、教育研究活動の向上を図り、教育研究環境の整備充実を期し、大学の管理運営の改善に資するように努めなければならない」と定めている。この内部質保証に関する方針のもとで、自己点検・評価活動に全学的に取り組んでいる。また、第2条では、「本学の教育研究、管理運営等に関する自己点検・評価を実施し、その結果に基づく改善・向上に向けた取り組みを継続的に行うことにより、建学の精神を実践し、教育研究に係る適切な水準の維持及びその充実を図り、自らの責任でその質を保証する」と自己点検・評価の目的を明確に定めている。

#### 内部質保証のための組織体制の整備と責任体制

内部質保証のための組織体制については、内部質保証規程において、本学の内部質保証システムについて明文化している。自己点検・評価を実施するための恒常的な組織として「内部質保証委員会」を設置しており、内部質保証のための中心組織と位置付けている。委員は、委員長を学長とし、学部長、学科長、図書館長、各附属センターのセンター長、教授会各委員会の委員長のほか、事務局の各部長で構成されている。委員を教育研究及び管理運営の各部門の責任者で構成するとともに、自己点検・評価の結果は委員会が取りまとめた上で学長に提出し、学長が最終的に取りまとめ理事長に報告することとしており、理事長、学長、学部長がそれぞれの役割を明確にした責任体制を構築している。

#### 日本映画大学 内部質保証体制



#### 2-2. 内部質保証のための自己点検・評価

- 2-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有
- 2-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

#### (1) 2-2の自己判定

基準項目 2-2 を満たしている。

# (2) 2-2 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

2-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有本学における内部質保証のための自己点検・評価は、内部質保証規程に基づき、「公益財団法人日本高等教育評価機構」が実施する大学機関別認証評価の評価基準に準拠した方法で毎年度定期的に実施している。自己点検・評価については改善・向上方策(将来計画)も含めて取り組んでおり、点検・評価結果を次年度の諸施策の計画や見直し等に活用している。自己点検・評価の結果は「自己点検評価書」として取りまとめ、教授会、部課長会及び理事会に報告して大学全体で共有するとともに、附属図書館で閲覧に供するとともに本学ウェブサイトに掲載している。なお、令和5(2023)年度には、日本高等教育評価機構が実施する大学機関別認証評価を受審し、「同機構が定める大学評価基準に適合していると認定する」との評価結果を得ている。

2-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析 本学の教育に関する情報の調査・収集・分析は、FD 委員会と企画戦略室が担っている。FD 委員会では、原則全ての開講科目を対象とした「学生授業アンケート調査」、3・

#### 日本映画大学

4 年生を対象とする「学生ヒアリング」を実施し、調査結果を分析し、授業改善に役立ている。企画戦略室では、各年度卒業生を対象とする「学生満足度調査」、全学生を対象とする「学修状況実態・行動調査」を実施し、調査分析結果を FD 委員会に報告し検証している。これら調査の分析結果は、FD 委員会から教授会に報告され、教員に共有されるほか、附属図書館で閲覧に供するとともに大学公式ウェブサイトで公表しており、教育の改善・向上の取り組みに役立てている。

# 2-3. 内部質保証の機能性

- 2-3-① 学生の意見・要望の把握・分析、結果の活用
- 2-3-② 学外関係者の意見・要望の把握・分析、結果の活用
- 2-3-③ 内部質保証のための学部、学科、研究科などと大学全体の PDCA サイクルの仕組み の確立とその機能性

#### (1) 2-3の自己判定

基準項目 2-3 を満たしている。

# (2) 2-3 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

2-3-① 学生の意見・要望の把握・分析、結果の活用

#### 学生の意見・要望をくみ上げるシステムの整備

学生の学修支援、学生生活、学修環境など、学生からの意見・要望を把握するものとして、FD 委員会が行っている開講授業科目を対象とした「授業アンケート調査」と、3・4年生の各コースの代表学生から FD 委員が座談会形式で直接意見を聴く「学生ヒアリング」がある。この調査は学修支援や学修環境についての意見・要望を把握するために行われており、「授業アンケート調査」は授業科目単位の量的調査、「学生ヒアリング」は学生単位の質的調査となっている。企画戦略室が行っている調査としては、卒業年次生が卒業式当日に回答する「学生満足度調査」、全学生を対象とする「学修状況実態・行動調査」及び文部科学省による「全国学生調査」があり、これらは学生生活や学修環境について学生の意見を把握する量的調査である。

#### 分析結果に基づく教育研究や大学運営への反映

これら調査から得られた分析結果や意見・要望は、各委員会で分析・検証がなされ、改善方針をふまえ教授会に報告されている。教授会には、学長、学部長、学科長、委員会の長が構成員として含まれているほか、理事長及び常勤理事も陪席しているため、分析結果の内容に応じて、例えば予算措置を伴う事項であれば常勤理事会、ハラスメントに関する事項であればハラスメント防止委員会、カリキュラムに関する事項であれば教務委員会又はカリキュラム検討委員会に付議され、改善策について討議が行われており、分析結果を教育研究や大学運営に反映させる体制は整備されている。

# 2-3-② 学外関係者の意見・要望の把握・分析、結果の活用

内部質保証委員会により取りまとめられ、理事長に提出された「自己点検評価書」は、理事長より学外関係者で構成される「白山まちづくり協議会」に報告がなされ、自己点検・評価に対する意見を求めている。同協議会は、本学が川崎市麻生区白山の旧白山小学校跡地に新たなキャンパス(白山キャンパス)を設置する際、川崎市や地域住民との調整、関係構築に尽力したほか、本学学生と地域住民との交流にあたって積極的な役割を担うなど、開学以来、地域のステークホルダーとして欠くことできない存在となっている。また、多様な経験に基づく優れた見識と実績を有する者で構成されているため、本学の教育研究及び大学運営に対する客観的見地からの指摘や助言は、外部検証者として適任であり、有効に機能している。なお、同協議会からの提言は、内部質保証委員会、理事会、部課長会にフィードバックされている。

# 2-3-③ 内部質保証のための学部、学科、研究科などと大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

# 三つのポリシーを起点とした内部質保証と結果の反映

本学では、三つのポリシーを念頭に置いた自己点検・評価活動を行っている。自己点検・評価の結果や各種調査結果等を踏まえ、入試委員会、教務委員会、学生委員会、FD 委員会等の委員会において、入学者選抜方法の見直し、カリキュラムの見直し、シラバスの作成方法の見直し、カリキュラムマップの策定などを行い、教授会に報告することで大学全体の教育の改善・向上に努めている。

内部質保証実施にあたっての恒常的な中心組織は、「内部質保証委員会」である。同委員会は、教育研究及び管理運営の各部門の責任者で構成されているため、実効性のある自己点検・評価の実施が可能であり、内部質保証のための組織体制は整備されている。さらに、同委員会の自己点検・評価の結果を踏まえて、「内部質保証規程」第6条において本学の構成員は「必要な改善に努め、教育研究活動の向上を図り、教育研究環境の整備充実を期し、大学の管理運営の改善に資するように努めなければならない」と定めており、教育の改善・向上に資するPDCAサイクルは構築されている。自己点検・評価の結果は、教授会や常勤理事会に報告され大学全体で共有し、改善が必要と認められる事項については関係委員会等において改善策を検討・実施するなど、教育の改善・向上に努めている。

# 中期的な計画に基づいた大学運営の改善・向上のための内部質保証の仕組み

自己点検・評価及び認証評価等の結果を踏まえ、5年ごとに中期目標・中期計画を策定している。内部質保証に係る大学全体のPDCAは、毎年度の自己点検・評価等及び中期目標・中期計画の中間進捗確認(概ね3年度目)を基に定期的に検証されており、大学運営の改善・向上のための内部質保証の仕組みは確立している。今後もこれらの仕組みを活用して、更なる教育の改善・向上及び大学運営の改善を図っていくとともに、PDCAサイクルに基づく内部質保証の機能性の確保、中期目標・中期計画と自己点検・評価の整合に取り組んでいく。

# 自己点検・評価結果等の公表・説明と学外関係者等による理解・支持

「自己点検評価書」「大学機関別認証評価報告書」「評価結果に対する改善報告書」は 大学公式ウェブサイトに公開している。「自己点検評価書」は、附属図書館で閲覧に供す るとともに、「白山まちづくり協議会」に毎年度説明・報告を行い意見を求めている。こ れらの取組みにより、本学における自己点検・評価に基づく内部質保証に対して理解・ 支持が得られるよう努めている。

#### [基準2の自己評価]

# (1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

令和 3 (2021) 年 5 月に策定した「日本映画大学中期目標・中期計画 (2021 年度~2025 年度)」は、自己点検・評価の結果や認証評価の結果を踏まえ、最重要課題として「入学者確保に関する目標」を掲げ目標達成に向けた取組みを実施している。令和 6 (2024) 年度の入学生は 114 人で、入学定員 125 人における充足率は 91.2%、学生数425 人(定員 500 人)における充足率は 85.0%となっており、依然として定員未充足の状況が続いているが、入学者選抜制度の見直し、広報活動の強化、教育課程の充実などの改善の取り組みによる効果は着実に表れている。

#### (2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

教職協働体制により自己点検・評価を実施していることから、自己点検・評価の結果を踏まえた改善・向上方策に係る取組みの実施も円滑に行われる環境が整っているが、教職員がこれまで以上の共通理解をもって内部質保証のための取組みを実施し、また教育研究の質が適切な水準にあることを自らの責任において保証するため、「日本映画大学自己点検・評価規程」を転換して「日本映画大学内部質保証規程」を制定し、自主・自律を基盤とした内部質保証システムの機能的有効性のさらなる向上を図った。

「自己点検評価書」は、「公益財団法人日本高等教育評価機構」が実施する大学機関別認証評価の評価基準に準拠した「自己点検評価書」となっているが、外部関係者からの意見として、専門用語が多く一般にはわかりにくい記述が多く、また分量も多いため、一般にもわかりやすい簡潔な表記に努めるよう意見が出されていることから、簡潔かつ平易な内容の評価書の作成に努めていく。

#### (3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

FD 委員会や企画戦略室で実施している各種調査と分析を継続して行うとともに、各種調査で得られた結果の分析精度を高め、他に必要となる調査・データの収集と分析を積極的に活用して、問題点の抽出や課題の設定につなげ、有効活用を図るなど自主的・自律的な自己点検・評価をより一層充実させ、内部質保証の取組みを推進していく。

教職協働体制により自己点検・評価を実施していることから、自己点検・評価の結果を踏まえた改善・向上方策に係る取り組みの実施も円滑に行われる環境が整っている。 それぞれの教職員がこれまで以上の共通理解をもって内部質保証のための取組みが実施できるよう推進していく。また、本学の内部質保証の体制及び取組みについて、社会一般からひろく理解と支持が得られるよう簡潔でわかりやすい表記に努めるとともに、丁寧な説明を続けていく。

# 基準 3. 学生

- 3-1. 学生の受入れ
- 3-1-① アドミッション・ポリシーの策定と周知
- 3-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証
- 3-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持
  - (1) 3-1 の自己判定

基準項目 3-1 を満たしている。

- (2) 3-1 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)
- 3-1-① アドミッション・ポリシーの策定と周知

「ディプロマ・ポリシー」に対応した「アドミッション・ポリシー」を策定し、本学が望む学生像を明確に示している。

## アドミッション・ポリシー

日本映画大学は以下のような学生を求めています。

- 1) 美醜や善悪及び人間の欲望全般に強い関心を持っている。
- 2) 映画や小説をはじめ芸術・芸能が好きである。
- 3) 他人と協力することができる。

アドミッション・ポリシーは、大学案内、学生募集要項、大学公式ウェブサイトに掲載している。本学に入学を希望する高校生や外国人留学生だけでなく、保護者や高校教員等の関係者に対しても直接丁寧に説明することを重視している。また、高校進路指導部との面談時や出前授業、高校内ガイダンス、進学相談会等を実施する際には、本学教員及び入試・広報担当者が、本学の教育方針やアドミッション・ポリシーを丁寧に説明している。学内で実施するオープンキャンパスでは、教職員による個別相談の機会を利用して教育内容やポリシーを説明し、本学の方針・特長を深く理解した上で受験するよう十分な周知を行っている。

# 3-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証 アドミッション・ポリシーに沿った入学者選抜制度

アドミッション・ポリシーに沿った入学者選抜の方法として、本学に最も適している 選抜方法は個別面接である。個別面接では、本学を志望する理由、人間や社会事象に対 する関心、映画をはじめとする芸術・芸能への関心、協働作業の経験などについて面接 官(教員)が直接質問することで、アドミッション・ポリシーへの理解と入学後の適応 性について確認している。また受験生は、教員と直接対話することで本学での学びのイ メージをつかむことができるため、ミスマッチによる休学・退学を防ぐ有益な機会とな っている。そのため、可能な限り個別面接に重点を置いた入学者選抜を実施している。 一方で、面接の形式を得意としない受験生や、面接では測れない思考や学力を持った受

# 日本映画大学

験生もいるため、多角的な入学者選抜方式を提供することで個性豊かな学生を獲得することもアドミッション・ポリシーに沿うものであることから、個別面接以外の入学者選抜方式も採用している。事前提出の大学入学希望理由書は、面接における質問の内容および最終的な合否判定で評価が分かれた場合などに、参考として用いている。

令和6(2024)年度入学者選抜の内容

令和 6(2024)	)年度入学者選抜の内容						
総合型選抜	・総合型選抜は、事前提出の大学入学希望理由書と個別面接(①熱意、						
〔映像表現、	②映画、③表現力、④理解力、⑤一般知識の5つの基準)により選						
文章表現、身	考した。						
体表現〕	・映像表現は、映像制作に興味を持つ受験生を対象とし、事前提出の						
	映像作品を参考資料として個別面接により選考した。						
	・文章表現は、小説や脚本(シナリオ)などの文章表現に興味を持つ						
	受験生を対象とし、事前提出のキャラクターメイキングを参考資料						
	として個別面接により選考した。						
	・身体表現は、演劇やダンスなどの身体表現に興味を持つ受験生を対						
	象とし、当日実施する身体表現体験講座でのパフォーマンスや取り						
	組み姿勢を参考に個別面接により選考した。						
	・8月に実施する高校生のためのワークショップは、総合型選抜〔映						
	像表現/文章表現/身体表現〕に向けた事前提出作品や課題演技に						
	ついてアドバイスが受けられる機会となっている。						
総合型選抜	・受験生が自ら選んだ映画作品について自由に意見を述べるリベロ						
[リベロ]	は、①個別面接(対面/オンライン)、②小論文のいずれかにより						
	選考を行い、計7回実施した。						
学校推薦型	・高校からの推薦と調査書をもとに、事前提出の大学入学希望理由書						
選抜	と個別面接(①熱意、②映画、③表現力、④理解力、⑤一般知識の						
〔公募制、指	5 つの基準)により選考した。指定校は、取り決めを交わした高校						
定校〕	に在学する受験生が対象となる。						
特別選抜	・小論文と個別面接(①熱意、②映画、③表現力、④理解力、⑤一般						
〔社会人、編	知識の5つの基準)により選考した。小論文は、自分で選んだ新聞						
入学〕	記事をもとに、選んだ記事のテーマや記事の背景について、自分と						
	社会とのかかわりを考察しながら論述する。						
特別選抜	・日本語試験(読む、聴く、書くの3能力)及び個別面接により選考						
〔外国人留	を行い、計4回実施した(うち1回は、在外受験者を対象にオンラ						
学生〕	インによる渡日前外国人留学生選抜)。日本語能力試験 (JLPT) N2						
	合格相当以上、または日本留学試験(EJU)220点以上が受験資格						
	となる。						
	・個別面接では、①熱意、②映画、③表現力、④理解力、⑤一般知識						
	の5つの基準により選考した。						
一般選抜	・事前提出の大学入学希望理由書と筆記試験(国語(現代の国語、言						

〔A日程〕	語文化)、英語(英語コミュニケーション I・II))により選考した。
	成績上位者(10 名以内)に対して初年次授業料が減免される減免
	制度を実施した。
一般選抜	・事前提出の大学入学希望理由書と小論文及び個別面接(①熱意、②
〔B 日程〕	映画、③表現力、④理解力、⑤一般知識の5つの基準)により選考
	した。小論文は、試験場で与えられた課題文と設問について、自分
	の考えを論述する。
一般選抜	・事前提出の大学入学希望理由書と小論文により選考した。小論文
〔С日程〕	は、試験場で上映される映画を鑑賞後、与えられた設問に沿って自
	分の考えを論述する。

#### 適切な体制のもとで公正かつ妥当な方法による実施と検証

入学者選抜の実施にあたっては、入試委員会において、アドミッション・ポリシーに基づく入学者選抜の実施区分、回数、方法等を検証し、在学生の履修状況や高校生の動向を考慮しながら選抜方法を決定し、教授会において承認している。合否判定は、個別面接の場合は2名の教員によって面接が行われ、面接員による評価と所感をふまえたうえで判定委員会において合否判定の審議を行い、教授会(判定教授会)の意見を聴いて学長が合否を決定している。

#### 3-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

映画学部の入学定員は 125 名である。令和 7 (2025) 年度は、入学者 141 名 (入学定員充足率 113%) のうち、外国人留学生以外が 94 名、外国人留学生が 47 名である。入学定員は定員超過となっているが、大学全体の収容定員 500 名に対し学生数が 450 名と収容定員は未充足 (90%) となっている。令和 5 (2023) 年度以降、入学定員充足率は 9 割を超える状態が続いており、適切な学生受入れ数を維持している。

なお、	過去5年間の入学者数の状況は次表のとおりで	<b>ぶある。</b>
0,40,		. ~ 00

	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)
入学定員	125名	125名	125名	125名	125名
入学者数	104名	101名	121名	114名	141名
定員充足率	83%	81%	97%	91%	113%

#### 3-2. 学修支援

- 3-2-① 教員と職員の協働をはじめとする学修支援体制の整備
- 3-2-② TA(Teaching Assistant)の活用をはじめとする学修支援の充実

#### (1) 3-2の自己判定

基準項目 3-2 を満たしている。

# (2) 3-2 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

#### 3-2-① 教員と職員の協働をはじめとする学修支援体制の整備

教育課程についての諸課題を扱う「教務委員会」と、学生についての諸課題を扱う「学生委員会」では、授業現場からの意見をとりまとめ、学修支援にかかわる方針や実施計画及び体制についての検討を行っている。両委員会は教員と学生支援部職員によって構成されており、教職員の協働体制が整備されている。

# 3-2-② TA (Teaching Assistant) の活用をはじめとする学修支援の充実SA 制度

本学は学部生のみであるため、専門的な知識と技術を身につけた 3・4 年次生を SA (Student Assistant)として授業補助、授業支援に活用する制度を設け、「教務委員会」において運用している。SA は学生にとって身近なロールモデルであり、また後輩に教えることが SA 自身の知識と技術の復習に大いに役立つことから、特に映画制作にかかわる演習・実習科目において積極的に活用されている。

# オフィスアワー制度

本学では、従来、教員ごとにオフィスアワーの時間帯を設定して学生に周知するほか、設定時間以外にも学生が希望する教員に直接メールでアポイントをとって相談できる体制をとってきたが、実際は後者の方法が選ばれることが多く、また、教員が近距離にある二校舎を頻繁に行き来することもあり、あらかじめ時間帯を設定する方法は形骸化していた。そのため、学生と教員があらかじめ個別に時間を定める方法に統一した。学生には教員のメールアドレスを公開しており、どの教員にも個別に相談できることを周知している。本学は小規模単科大学であるため、教員と学生との距離が極めて近く、日常的にコミュニケーションをとることのできる環境にある。このような利点を活かすため、必要に応じて随時相談できる体制が有効であると考えている。1年次生は担任教員、2~3年次生はコース担当教員、4年次生は卒業制作を指導する教員との関係が特に密接であり、相談体制は円滑に機能している。

#### 障がいのある学生等への合理的配慮

障がいのある学生に対して個別に支援する体制として、「配慮願」の書式を整備し、学生支援部において運用している。学生又は保護者から相談を受けた後、学生委員長(教員)及び学生支援部職員が当該学生と面談を行い、ヒアリングを経て「配慮願」を提出させる。学生委員会において具体的な支援の方策を決定した後、授業担当教員に文書等によって通知し、支援を行っている。支援開始後も定期的に支援内容や修学状況について確認を行い、個々の事情に応じた適切な支援となるよう努めている。また、入学前に不安を抱えている新入生に対しては、このような制度があることをあらかじめ伝えることで、入学後の大学生活が不安なく送れるよう支援している。

#### 中途退学者、休学者及び留年者への対応

出席状況がよくない、休学や中途退学、留年等の可能性がある学生に対しては、個々

の状態に応じて学生支援部が情報を収集し、担当教員等と情報を共有している。教職員が問題解決への助言を行うことで、修学状況の改善と中途退学や留年の予防に努めている。クラス担任やコース担当教員と学年やコースごとに担当する学生支援部職員が連携し、学生一人ひとりの状況を把握する体制を構築している。

精神的な理由で修学が困難となっている学生に関しては、教員・職員に加え、学生相談室のカウンセラーが連携し、問題解決に取り組んでいる。また、経済的理由で修学が困難となっている学生への対応策としては、学生支援部と総務部が連携して学費の延納・分納制度の利用及び柔軟な納付期限の設定を行っているほか、学内外の各種奨学金・授業料減免制度や高等教育の修学支援新制度の利用を促すことで、経済的な理由で修学を断念することがないよう支援を行っている。

また、卒業要件不足で卒業延期(留年)となる可能性を早期に発見し、適切な履修指導を行うため教務委員会で修学状況が定期的に報告されるとともに、学生支援部と情報が共有されている。4年間での卒業が不可能となった学生及びその可能性の高い学生に対しては、コース担当教員と学生支援部職員が面談し、状況の確認と今後の修学計画についての助言を行っている。あわせて保証人宛に文書で状況を説明し、保証人の希望があれば相談に応じる旨を伝えている。

#### 留学生への学修支援

国際交流センター内に留学生支援部門を設置している。令和 6 (2024) 年度は、留学生支援を専門とする教員 2 名と担当職員 2 名により運営されている。留学生への支援体制を強化するため、留学生のライティングセンター「日本語サポートデスク」(令和 7 (2025) 年度より「日本語/ことばサポートデスク」に改称)を設置し、4 名の教員(うち 2 名は非常勤)により日本語力の向上のためのサポートを行っている。さらに、学生相談室、キャリアサポートセンターにおいても中国語をはじめとする多言語での応談が可能となっている。

#### 3-3. キャリア支援

- 3-3-① 教育課程におけるキャリア教育の実施
- 3-3-② キャリア支援体制の整備

#### (1) 3-3の自己判定

基準項目3-3を満たしている。

## (2) 3-3の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

#### 3-3-① 教育課程におけるキャリア教育の実施

本学では、学生個々の進路を明確に意識した上で教育課程に参加させるために、1 年次に基礎を学んだ上で、自身の希望で 2 年次より専門に学ぶコースを選択するカリキュラムが組まれている。そのため、自分の将来を展望しながら自らに必要な専門性を学生自身の意思で選択している。その上で、さらに能動的な職業選択を行えるように専門に

#### 日本映画大学

関わる業界への理解を強化し、社会・職業への円滑な移行に必要な能力を育成する目的として、3年次教養科目に「キャリア・サポート」を設置している。当該科目は、「キャリアサポートセンター」と連携し、学生が卒業後自らの素質を向上させ、社会的及び職業的自立を図り、総合的な映画実践能力を養うために、積極的に学外との接点をもつことを目的としている。そのため映画界のエキスパートを撮影所・制作プロダクションなどから講師として招聘するほか、本学卒業生が各部門で活動する様を聴講し、質疑応答できるカリキュラムを整備している。

なお、映画制作現場からの本学学生への高い期待の表れとして、インターンシップ制度活用による現場参加への要望が多くの制作プロダクションから寄せられている。これに対しては教育課程外の取り組みであるため、キャリア・サポートセンターが担当となって内容や時期・条件などを総合的に勘案し、選択した後に学生へ推奨している。

#### 3-3-② キャリア支援体制の整備

# 卒業後の進路に対する相談・助言体制の整備と運営

「日本映画大学キャリアサポートセンター規程」に基づき、新百合ヶ丘校舎に「キャリアサポートセンター」を設置している。センターは、センター長(理事長)、専任教員5名、職員1名で構成されている。このほか、国家資格を有しているキャリアカウンセラー2名(非常勤)が所属している。

センターでは、フリーランスやパラレルワーカー、副業人材などが増え、働き方が多様化し、就職活動時期や方法が大きく変化するなか、変化に応じて柔軟に学生が自身の進路を考え、変えていく力としてキャリア・アダプタビリティの「不確実性への耐性」を主軸とした支援を行っている。そのため、3年次に全学生を対象とする進路アンケート調査のほか、学生の専門や志望に沿う形で、一人ひとりの選択基準としての勤労観、職業観の確認と当事者意識を促すため、コース担当教員とセンター担当職員による進路面談を行っている。

学内ポータルサイト「求人検索 NAVI」を活用し、大学求人検索、インターン求人検索の他、本学の専門分野に関連する企業情報の掲載や、卒業生の採用情報実績など、就職活動に関する最新の情報を提供している。

外国人留学生については、国際交流センター留学生支援部門と連携し、日本国内での 就職・進学・起業に向けたガイダンスを実施し、取り組まなければならない項目や必要 とされる日本語能力、在留資格取得のための準備と対策について意識喚起を促している。 特に、日本での就労の幅を広げるためには日本語能力の向上が必須であるため、日本語 能力資格の取得を促すとともに、留学生以外の学生と同様、「求人検索 NAVI」による定 期的な就職情報の提供、キャリアカウンセリングや個別進路面談に基づくフォローアッ プ等の支援を行っている。また、卒業後も就職活動が継続できるよう「在留資格変更に 関するガイダンス」を行い、日本での就職に結びつくための支援体制が整備されている。

#### 3-4. 学生サービス

#### 3-4-① 学生生活の安定のための支援

#### (1) 3-4の自己判定

基準項目3-4を満たしている。

#### (2) 3-4の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

# 3-4-① 学生生活の安定のための支援

#### 学生サービス、厚生補導のための組織

学生生活全般に関わる学生支援サービスは、総合窓口である学生支援部が担っている。 また、学生委員会は、教員だけでなく学生支援部長が構成員として参画し、教職員による協働体制が構築されている。学生委員会では、学生生活全般に関わる案件について情報を共有し、討議・審議を行い、厚生補導のための適切な対応を行っている。

#### 健康相談、心的支援、生活相談等

1年次生は、1クラス19人(令和6(2024)年度)に対して1人の教員を配するクラス担任制としており、定期的に個人面談やホームルームを行うなど、大学生活に不慣れな初年次生の個別相談に応じる体制が整備されている。2、3年次生については、系・コースの担当教員が個別の相談に応じている。また、「オフィスアワー制度」により、教員が希望する学生の相談に応じる体制も整備されている。

長期授業欠席等、修学状況が懸念される学生については、クラス担任、系・コース担当教員、学生委員長と学生支援部長、学生支援部職員が連携し、随時学生や保護者に連絡し、状況の改善に向けた助言を行っている。

心的支援については、白山校舎に「学生相談室」を整備(週2日開室)し、支援の充実を図っている。令和2(2020)年度からは、外国人留学生の心的支援を充実させるため、外国語(英語、中国語)での対応が可能なカウンセラーを配置し、運用している。予約は専用予約サイトからいつでも可能となっているため、学生の利便性が高いものとなっている。令和6(2024)年度からは、新百合ヶ丘校舎のキャリアサポートセンターを活用し、新百合ヶ丘校舎でのカウンセリングを開始している(月2日開室)。心的支援を必要とする学生については、クラス担任、系・コースの担当教員をはじめとする教員と学生支援部職員が連携して状況を把握し、必要に応じて学生相談室の利用を促している。また、教員が担当する学生への適切な対応方法についてカウンセラーに相談するなど、教員・職員・カウンセラー三者の協働体制が構築されている。

外国人留学生に対しては、国際交流センター・留学生支援部門の担当教職員が日本での生活、修学、語学力の向上等について支援を行い、クラス担任や系・コース担当教員と情報を共有して一人一人に目が届く体制を整備している。

# ハラスメント防止

映画・映像業界、芸能界におけるハラスメントが社会から注目を集めるなか、多くの学生が卒業後にその道に進むこともあり、教職員を対象としたハラスメント防止対策を強化している。年に 1~2 回の研修会やアンケート調査などを実施してきたが、令和 6 (2024) 年度は、インティマシーコーディネーターとして映画・映像業界に精通してい

る有資格者を招き、33人が参加した。専任教職員及び非常勤教員からの疑問に答える形で行われた研修会では、活発な意見交換がなされ、ハラスメント防止の意義と重要性の理解を深めた。ハラスメント防止委員長は学生委員長が兼務していることもあり、教職員・学生双方のハラスメント防止体制の一層の充実を図っていく。

#### 課外活動支援

学生自治組織である「日本映画大学学友会」は、学生交流のイベントを行っている。 学生が課外で自主的に映画制作に取り組む自主制作活動においては、機材(撮影・照明・録音)の貸出、教室の使用許可、ロケ先の借用申請などの支援を行っている。機材の貸出については、「機材ライセンス講習会」を実施している。これらの支援は、学生委員会と学生支援部において実施している。

#### 経済的支援

本学独自の奨学金・授業料減免制度は7制度(今村昌平記念奨学金、学業成績優秀者に対する授業料減免、修学支援奨学金、自宅外通学支援奨学金、社会人学生奨学金、私費外国人留学生授業料減免、入学者選抜の成績優秀者に対する授業料減免)用意されており、すべて返還不要である。学生支援部では、学内外の奨学金の紹介と申請支援を行っており、申請書作成、作文の添削等のサポートを行っている。外国人留学生を対象とした外部奨学金については、情報提供はもとより「日本語サポートデスク」によるきめ細かい支援を実施している。

令和 2 (2020) 年より開始された国による「高等教育の修学支援新制度」において、本学は「機関要件対象校」として認定され、令和 6 (2024) 年度はのべ 25 名 (対象学生の約 10%) が支援を受けている。経済的理由により修学を断念することがないよう、本制度の周知を行っている。

#### 3-5. 学修環境の整備

- 3-5-① 校地、校舎などの学修環境の整備と適切な管理運営
- 3-5-② 図書館の有効活用
- 3-5-③ 施設・設備の安全性・利便性

#### (1) 3-5の自己判定

基準項目3-5を満たしている。

# (2) 3-5の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

#### 3-5-① 校地、校舎などの学修環境の整備と適切な管理運営

本学の校舎は新百合ヶ丘校舎と白山校舎があり、両校舎合わせた校地面積は 18,502.49 ㎡、校舎面積は7,740.65 ㎡であり、いずれも大学設置基準上必要とされる基 準を満たしている。新百合ヶ丘校舎は、小田急線新百合ヶ丘駅北口から徒歩1分程の場 所に位置し、映画制作に必要な充実したポストプロダクション設備を整備している。白 山校舎は、小田急線新百合ヶ丘駅からバスで 10 分程の場所に位置する。平成 22 (2010) 年 12 月に竣工 (旧川崎市立白山小学校校舎を改修) した校舎は、明るく開放感があり、学習に適した空間を提供している。白山校舎のある白山キャンパスには、体育館と運動場、撮影専用スタジオ「今村昌平記念スタジオ」が整備され、教育活動に有効に活用されている。

#### 今村昌平記念スタジオ

「今村昌平記念スタジオ」は、東宝のスタジオで培われてきたスタジオ建設のノウハウが生かされた撮影スタジオとなっている。撮影スタジオ内には、電動昇降式の照明バトンのほか、グリーンバックやホリゾントなどの撮影環境への対応、毎時 50 ミリの人工降雨対応の排水溝、映画美術監督の監修によるロケセットを備えるなど、プロユースの設備を備えている。実際の撮影現場でも十分利用できる本格的な施設での学びは、学生の学修意欲の向上に大きく寄与する象徴的な施設となっている。

# ポストプロダクション設備

撮影後の技術的仕上げ作業を行う「ポストプロダクション設備」を新百合ヶ丘校舎に整備しており、大きなスクリーンを見ながら映画の音づくりと録音を行う「ダビングスタジオ」、撮影後の映像に後から声を入れていく作業、ナレーション、アフレコ、効果音など様々な録音の用途に対応する「アフレコ・フォーリースタジオ」、デジタルでの映像作品の色・明るさ等の最終調整を行う「グレーディングルーム」が充実している。4階の大教室は、35ミリ/16ミリ・フィルム映写機に加え、4K・DLPレーザーシネマプロジェクターによるDCP(デジタル・シネマ・パッケージ)の映写及びドルビーデジタル・5.1chでの音声再生を可能とする劇場並みの機能を持つ教室であり、本学の教育目的を達成するための設備が充実している。

#### ICT 環境の整備

令和 4 (2022) 年度に、無線 LAN によるネットワークを整備した。新百合ヶ丘校舎及び白山校舎に Wifi6 対応のアクセスポイントを 94 箇所設置し、多人数同時接続と高速インターネット通信が校舎内のどこにいても可能となった。新型コロナウイルス感染拡大による影響下においてもほぼ対面で授業を行ってきたが、教室収容定員の引き下げや配信映像の利活用、学生の通信料金の負担軽減など、高速無線通信が教育機器としてもはや不可欠な時代となったことから、ネットワークの敷設を優先的に行った。

#### 3-5-② 図書館の有効活用

本学附属図書館の管理・運営は、「日本映画大学附属図書館規程」「日本映画大学附属図書館利用規程」に則り適切になされている。開館時間は、平日は午前10時から午後6時まで、土曜は午後5時までとなっている。大学での学びに必要となる映画関係の専門書を中心に幅広い図書を備えているほか、学生からの要望が多い視聴覚資料を整備しており、蔵書点数は図書約22,500点、視聴覚資料約1,850点である。映画・映像分野を中心とした和洋の学術誌や一般雑誌をはじめ、一般では入手が容易ではない「シナリオ」

や「脚本」の資料が充実しており、学生は自由に閲覧・貸出することができる。図書館 内のパソコンでは所蔵資料の検索だけでなく、電子ジャーナルの検索・閲覧も可能となっている。

図書館は白山校舎のみの設置となるが、新百合ヶ丘校舎での返却も可能とするなど利用者の利便性を図っている。図書館には収容能力に限りがあるため、平成 25 (2013) 年に、川崎市立図書館(全13館)と相互利用協定を締結、学生証を提示すれば川崎市立図書館所蔵の 195 万冊を超える図書を借りることができる。川崎市立麻生図書館は新百合ヶ丘校舎より徒歩3分に立地しており、図書館を設置していない新百合ヶ丘校舎を利用する学生の利便性の向上に寄与している。

# 3-5-③ 施設・設備の安全性・利便性

# 施設・設備の安全性と利便性、学生の多様性への配慮

新百合ヶ丘校舎には、多目的トイレやエントランスのスロープが整備され、バリアフリーに配慮している。また、新耐震基準(昭和 56 (1981) 年)に適合しており、安全性は確保されている。白山校舎には、エレベーター、多目的トイレ、エントランスのスロープが整備されバリアフリーに配慮しているほか、川崎市の指定避難場所として災害時に備えての備蓄品を体育館内の備蓄倉庫に整備し、災害への対策に備えている。平成 22 (2010) 年に竣工した白山校舎は、耐震基準に適合している建物であり、安全性は確保されている。

#### 計画に基づく施設・設備の安全性の管理

施設・設備は、月1回、総合ビル管理会社により設備点検を実施しているほか、法令に基づき消防設備点検及び電気設備点検等の各種点検を実施している。令和5(2024) 年度は、新百合ヶ丘校舎の空調設備を更新し、学生の修学環境の向上に寄与している。

#### [基準3の自己評価]

#### (1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

「今村昌平記念スタジオ」は、本格的な映画撮影技術を学生が学べるだけでなく、実際の映画撮影の現場においてひろく利用されている「撮影スタジオ」を在学中から使用できることは、即戦力人材を求める映画界の要請に応える施設でもあり、本学の特色の一つである。

#### (2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

医務室及び学生相談室の機能の拡充、新百合ヶ丘校舎のエレベーターの設置など、施設整備については中期計画に基づき適切な予算措置を講じながら中期的に整備を検討していく。

「白山まちづくり協議会」による外部評価において、学友会をはじめとする学生の地域活動への参加が積極的ではないとの意見が出されている。新型コロナウイルスを機に学生の地域活動への参加は停滞していたが、令和 6 (2024) 年度は「ソフトボール大会」への参加や「地域上映会」の共同企画など、徐々に活動への参加が広がり始めている。

令和 7 (2025) 年度は、白山校舎を会場とする夏祭り「白山納涼祭」に学生団体が出店を予定していることから、大学としても学生への支援を継続していく。

休学者・中途退学者・留年者の減少のための方策については、個々の学生の授業への 取り組み状況、欠席状況、成績等をクラス担任やコース担当教員、学生支援部職員が把 握し随時情報共有することで、より早期の対応ができるよう努める。修学意欲が低下し ている学生や精神的に問題を抱えた学生に対しては、カウンセラーとともに早期のケア を充実させる。また、学生自身が単位修得状況を把握し、適切な履修計画を立てられる よう履修指導を徹底していく。

# (3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

新百合ヶ丘校舎、白山校舎、体育館等施設の老朽化が進んでいることから、中期計画に基づき、施設整備計画を策定し長寿命化に備えていく。令和7(2025)年に川崎市により「新百合ヶ丘駅周辺地区まちづくり方針」が策定されたことから、再開発の動向を注視しながら施設の整備を検討していく。

「白山まちづくり協議会」による外部評価において指摘のあった、学生の地域活動への積極的な参加については、地域で行われるイベントへの参加の周知を行うとともに、地域住民を教養科目にゲスト講師として招聘するほか、2年マネジメントコースの授業において「地域上映会」を地域住民と共同で開催するなど、学生と地域住民が接触する機会を増やしていく。

映画・映像業界は、構造的な特徴としてフリーランス(個人事業主)を中心とする就業形態が多く、慢性的な人手不足もあり業界からのニーズも高い。一方、フリーランスは自己責任を伴う就業形態のため、個人の金銭管理と金融システム、社会保障と各種法令について正しい知識と理解が必要とされるが、これらの知識を在学中にいかに修得させるかが課題となっているため、キャリアサポートセンターを中心に啓発セミナーを開催し、理解の醸成に努めていく。加えてフリーランス法の改正に対応した契約内容とその取り交わし方ついても理解を深めることに取り組んでいる。

#### 基準 4. 教育課程

- 4-1. 単位認定、卒業認定、修了認定
- 4-1-① ディプロマ・ポリシーの策定と周知
- 4-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、 修了認定基準などの策定と周知、厳正な適用
  - (1) 4-1 の自己判定

基準項目 4-1 を満たしている。

# (2) 4-1 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

# 4-1-① ディプロマ・ポリシーの策定と周知

「日本映画大学学則(以下、「学則」という。)」に定めた教育目的に基づいて「ディプロマ・ポリシー」を策定し、「大学案内」、「学生便覧」、「シラバス」、「履修ガイド」、「学生募集要項」、大学公式ウェブサイトに掲載して周知している。

令和 5 (2023) 年度に「ディプロマ・ポリシー」の実質化として、要件を 1) 技術、 2) 理論、3) 教養、4) 協調、というキーワードに置き換え、「シラバス」に授業科目ごとの対応関係を明示し、当該科目を履修完了することで「ディプロマ・ポリシー」のどの項目が身についたのかを可視化する取組みを始めた。これに伴い、「ディプロマ・ポリシー」も次のように改訂することを「教務委員会」、「教授会」において決定した。

#### ディプロマ・ポリシー

日本映画大学は、以下の要件を満たした学生に、学士(映画学)の学位を授与します。

- 1) 映画制作の技術の実践的な体得「技術]
- 2) 映像文化の歴史の理論的な理解「理論]
- 3) 社会に貢献するための教養と人格[教養]
- 4) 他者とともに問題解決に臨む姿勢「協調]

# 4-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修 了認定基準などの策定と周知、厳正な適用

単位の認定及び進級、卒業認定は、「ディプロマ・ポリシー」を踏まえ、「学則」(第 44 条)及び「日本映画大学履修規程」(以下、「履修規程」という。)(第 4 条)において定められた基準に基づき、「教務委員会」、「教授会」での審議を経て認定される。単位認定基準、卒業認定基準は「学生便覧」に明記している。また、毎年 4 月と 9 月に実施する履修ガイダンスでは「履修ガイド」を配付し、三つのポリシー、履修と単位修得のためのルール、進級の基準、卒業要件について全学年に説明している。

# 単位認定基準

本学の成績評価の基準は表のとおりである。評点 100 点から 60 点までを評価  $S \cdot A \cdot B \cdot C$  とし合格、評点 59 点以下を評価 F とし不合格としている。入学前の既修得単位及

び大学以外の教育機関による学修を単位認定した科目には、評価 N を付している。この 基準は「履修規程」(第 17 条)において定め、「学生便覧」に明記し、学期開始前に行う 履修ガイダンスで周知している。

			合格 (単位認定)							
評	点	100~90	59 以下							
評	価	S	A	В	С	N	F			
		特に優れた	優れた成績	合格が妥当	合格が妥当と	_	合格と認め			
評価	i内容	成績		と認められ	認められる最		られない成			
				る成績	低限の成績		績			
G]	PA	4.0	3.0	2.0	1.0	対象外	0			

- ・本学入学前に他大学や専修学校等で修得した単位の認定は 60 単位を上限とする。単位のみの認定とし、成績評価は「N」と表示する。
- ・学生が授業担当教員に対し成績評価を確認する機会を設けている。

令和 5 (2023) 年度より、単位認定基準をより明確にするため、授業の「出席が 2/3 に満たない者は不合格となる」という一文を「シラバス」に明記した。これは、学校感染症等学生本人の責によらない事由により授業を欠席した場合を除き、これまで授業科目単位で設定されていた出席基準を全科目に統一するものである。授業出席基準の統一は、特に演習科目を担当する教員から問題提起がなされ、「FD 委員会」、「教務委員会」での検討を経て「教授会」で承認された(令和 6 (2024) 年度からは「出席が 2/3 に満たない者は成績評価の対象としない」という表現に変更)。

また、「シラバス」における「評価項目・評価方法」の記載も見直した。「ディプロマ・ポリシー」の4つのキーワード(技術、協調、理論、教養)に対応した簡潔な用語(○○性、○○度等)を用いて評価項目の記述を統一し、「シラバス」に明示した。

さらに、「シラバス」に「DP(ディプロマ・ポリシー)との対応」欄を設けた。これは、当該科目と「ディプロマ・ポリシー」の 4 つのキーワードとの対応関係を数値で示したものであり、数値の合計は単位数の 10 倍とすることで、単位と授業内学習/自学自習の時間との相関関係を可視化したものである。

各授業科目における成績評価基準の明確化を図ることを目的に、令和 5 (2023) 年度 1月の「教務委員会」において、令和 4 (2022) 年度前・後期及び令和 5 (2023) 年度 前期の全授業科目の成績評価の現状を共有し、成績評価分布割合の妥当性等について検 証した。その結果は各教員の成績評価の検証に役立てるために「教授会」で報告された。

#### 進級基準

修得単位数や GPA (Grade Point Average) 値による進級基準は設けていないが、専門教育の学修の順次性を鑑み、必修科目 (一部科目を除く) 及びコース規定の専門科目の選択必修科目が不合格になった場合は進級できない。不合格となった学生は、「教務委員会」において審議され、「教授会」で報告された後に原級留置としている。

#### 卒業認定基準

本学の卒業要件は、「学則」(第 44 条)に基づき、4 年の修業年限を満たし、卒業に必要な科目を履修し、124 単位以上を修得した場合に卒業となり、「学則」(第 45 条)及び「日本映画大学学位規程」に基づき「学士(映画学)」の学位が授与される。

卒業認定に際しての個別要件は表のとおりである。この基準は、「学生便覧」及び「履修ガイド」に明記し、学期開始前に行う履修ガイダンスで周知している。

令和 4 (2022) 年度以降入学者

コース	区分		必修	選択必修	選択		
全コース共通	教養科目	基幹	14	_			
		映画史科目群		_	10 *1	α	
		映画文化科目群					
		文学・芸術科目群	_				
		歴史・社会科目群					
		コミュニケーション科目群					
	基礎科	<b> </b>	14	_	_		
	専門基	· 礎科目	_	4 *2	В		
	専門科	∤目	_	44	_		
※1 「各科目群から1科目、合計10単位」以上を選択。			28	4.0	10	α+β=38	
10 単位以を超えた分は α に組み入れられる。   ※2 「2 科目、合計 4 単位」以上を選択。4 単位を超え		48		48			
た分は選択科目 B に組み入れられる。			卒業必要単位数合計 124 単位				

#### 4-2. 教育課程及び教授方法

- 4-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知
- 4-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性
- 4-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成
- 4-2-④ 教養教育の実施
- 4-2-⑤ 教授方法の工夫と効果的な実施

# (1) 4-2の自己判定

基準項目 4-2 を満たしている。

# (2) 4-2 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

# 4-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

「学則」(第1条)に定めた教育目的に基づいて「カリキュラム・ポリシー」を策定し、「学生便覧」、「シラバス」、「履修ガイド」、「学生募集要項」、大学公式ウェブサイトに掲載して周知している。平成30(2018)年度入学生から新カリキュラムを開始したため、従前の「カリキュラム・ポリシー」を改訂した。令和5(2023)年度に「教務委員会」において記載内容の点検を行った際に、一部文言の修正を行った。

#### カリキュラム・ポリシー

日本映画大学は、以下の科目構成によって、映画制作の技術を実践的に体得し、映像文化の歴史を理論的に理解し、社会に貢献する教養と人格を身につけた学生を育成します。

- 1) 教養科目……映像文化の歴史を知り、映像を読み解くための基礎的な学力を身につける。同時に、映画にとどまらず広く社会一般を洞察する力を養う。
- 2) 基礎科目……演習を通して映画制作の基礎的な知識と技術を学ぶ。
- 3) 専門基礎科目……各コースの基礎を学ぶとともに、専門科目で修得する知識や 技術をさらに発展させるための力を身につける。
- 4) 専門科目……各コースに分かれて専門性を究めるとともに、他のコースと合同で課題に取り組むことでチームワークの重要性を理解し、コミュニケーション能力の向上を図る。
- 5) 4年間の学びの集大成として、卒業制作に取り組む。社会との関わりを持つため、成果の公表まで学生の手で行う。

# 4-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

「映画制作の技術の実践的な体得」、「映像文化の歴史の理論的な理解」、「社会に貢献するための教養と人格」の形成を目的とする教育方針を、「カリキュラム・ポリシー」と「ディプロマ・ポリシー」の両方に明示している。また、すべての科目区分においてグループでの創作活動を課す科目を必修・選択必修としており、「他者とともに問題解決に臨む姿勢」を養う教育内容となっている。このように「カリキュラム・ポリシー」と「ディプロマ・ポリシー」の一貫性は確保されており、育成する学生像に即したカリキュラムが編成されている。

# 4-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成カリキュラム・ポリシーに沿った体系的な教育課程の編成と実施

学生の学修意欲や映画に関する興味は常に変化している。また、外国人留学生の増加に伴う環境の変化も進んでいる。こうした変化に対応するため、「教務委員会」、「FD 委員会」における課題の点検や論点整理に基づき、カリキュラムの改訂を実施している。

#### a) 平成 30 (2018) 年度カリキュラム改訂

「映画制作の技術の実践的な体得」と「映像文化の歴史の理論的な理解」をより効果的に両立・融合することを目的として科目区分を見直し、「カリキュラム・ポリシー」を改訂した。「教養科目」を再編成したほか、「基礎科目」はすべて必修の演習科目とし、「専門基礎科目」を拡充して各コースの基礎とともに専門的な学びを補うことのできる科目体系とした。

コースについては、「コース」より大きい「系」という枠組みを導入し、近接分野についての理解を深めるとともに段階的に専門的な学びに移行できるよう、系・コース選択の時期を1年次後期末に繰り上げた。学生は2年次前期から「演出系」「技術系」「文章

系」の3つの「系」のいずれかに所属する(「技術系」は「撮影照明」「録音」「編集」の いずれかのコースを選択し、3 コース合同授業の実施により近接分野について学びつつ チームワークを深める)。3年次前期から「演出系」は「演出」「身体表現・俳優」「ドキ ュメンタリー」、「文章系」は「脚本」「文芸」のいずれかのコースに所属するが、2年次 は「系」単位で授業を実施する。なお、学生の変化に対応するためコースの新設(文芸) と廃止(映画・映像文化)を行った。

系・コースの流れ (平成30 (2018) 年度入学生より適用)

1年次				2年次					3・4 年次	
							П	•	演出コース	
		V	<b></b>	演出系		-	1	•	身体表現・俳優コース	
共通教育	-	系・					ス	<b></b>	ドキュメンタリーコース	
(クラス制)		コー	•	文章系		<b>→</b>   ½	選択	•	脚本コース	
		ス		入早不				•	文芸コース	
		選択	•	技術系	撮影照明コース					
					録音コース					
			編集コース							

また、映画制作の技術を実践的に学ぶ演習科目と、映像文化の歴史を理論的に学ぶ講 義科目の開講期間を明確に区分する「ターム制」を導入した。これは各期を8週ごとに 2 つのタームに区切り、演習科目と講義科目を交互に配置することで効果的な技術と知 識の修得を促す時間割編成上の工夫である。

1年次のタームの流れの例

前期					
ターム 1	ターム 2				
4~6月	6~8月				
(講義)	(演習)				
教養・基礎	人間総合研究				

夏
休
み

後期					
ターム 3	ターム 4				
9~11月	11~1 月				
(演習)	(講義)				
映画制作基礎演習	教養・基礎				

#### b) 令和 4 (2022) 年度カリキュラム改訂

「教務委員会」を中心にカリキュラムの適切性について点検を重ねるなかで、外国人 留学生の日本語能力の向上と、学びにうまく適応できない学生への対応が課題であるこ とが明らかになった。このことから、専門教育課程に進むまでに身につけておかなけれ ばならない基礎教養の見直しを実施した。講義科目担当教員によって構成される「教養 部会」において教養科目の改訂案が検討され、「教務委員会」、「教授会」での審議を経て、 令和4(2022)年度入学者から1~2年次の教養科目(必修)を1科目4単位から3科 目6単位に拡充したカリキュラムを開始した。

また、「ディプロマ・ポリシー」と結びついた教育課程の体系性を明示するために、「教

務委員会」、「教授会」での議論を経て、「カリキュラムマップ」を策定した。授業科目ごとに「ディプロマ・ポリシー」との関係を数値化して示すことで、カリキュラム内での各科目の位置づけと教育目標を明確にするものである。各科目で身につけることのできる能力を把握できるよう、「シラバス」にこの数値が明示された「DP(ディプロマ・ポリシー)との対応」欄を設けて周知している。授業担当教員は、到達目標、授業計画、教育目標が「カリキュラムマップ」の数値に即しているかを点検・確認する。

#### c) 令和 6 (2024) 年度カリキュラム改訂

学生の多様なニーズに応えるとともに映画・映像に関わる諸領域の教育をさらに充実させるため、コースを新設(VFX 特殊撮影、マネジメント)し、令和 7 (2025) 年度から運用を開始した。

2 年次 3·4年次 1年次 演出コース 演出系 身体表現・俳優コース 1 共通教育 ス ドキュメンタリーコース 選 系 (クラス制) 脚本コース 択 文章系 コ 文芸コース 撮影照明コース ス 選 録音コース 択 編集コース VFX 特殊撮影コース マネジメントコース

系・コースの流れ(令和6(2024)年度入学生より適用)

#### d) 令和8 (2026) 年度カリキュラム改訂

令和8(2026)年度入学生より、「演出系」の「ドキュメンタリーコース」を分離し、2年次から「ドキュメンタリーコース」が始まる改訂を令和6(2024)年度の教授会で承認した。これは、「演出コース」と「ドキュメンタリーコース」の専門の学びをより深めるとともに、「演出系」以外のコースとの早い段階での接続・連携を実現するための取組みである。



系・コースの流れ(令和8(2026)年度入学生より適用)

•	録音コース
	編集コース
	VFX 特殊撮影コース
	マネジメントコース
	ドキュメンタリーコース

既設カリキュラムの点検・検証を「教務委員会」、「FD 委員会」及び「教授会」において実施しながら、学生の変化に対応したカリキュラムの修正、再設計を続けるなかで、「カリキュラム・ポリシー」に沿った学びの体系性を強化している。

#### シラバスの整備

全科目について「シラバス」を整備し、大学公式ウェブサイトで公開している。「シラバス」には、科目の基本情報のほか、「履修条件」、「授業概要」、「到達目標」、「授業計画」、「授業外学習」、「教科書・参考文献」、「評価項目・評価方法」の項目を設けている。

令和4(2022)年度に「教務委員会」において「カリキュラムマップ」が策定されたことから、令和5(2023)年度版シラバスの記載項目を見直し、「シラバス作成要領」を改訂した。新たな項目として「DP(ディプロマ・ポリシー)との対応」欄を設け、授業担当教員には数値に即した「到達目標」と「評価項目・評価方法」の設定及び記述の厳格化、「ディプロマ・ポリシー」と担当科目の関係を意識し学生の立場にたったわかりやすい記述を求めている。

毎年、「FD 委員会」により「シラバス作成要領」が検討され、授業担当教員は要領に基づいて「シラバス」を作成している。提出された「シラバス」は、学生支援部職員による1次点検、FD 委員、教務委員長による2次点検を経て公表される。

#### 単位制度の実質を保つための工夫

「履修規程」(第6条)に基づき年度履修登録単位数の上限を定め、「履修ガイド」で周知している。平成28 (2016) 年度までは50 単位であったが、単位制度の実質を保つという CAP 制の趣旨に鑑みると高く設定されていたことから「教務委員会」において見直しを行い、全学年46 単位に改めた。

令和4(2022)年度に「教務委員会」において履修登録上限単位数についての点検・検証を行い、2~4年次の上限単位数を46単位から42単位に引き下げた(令和5(2023)年度から経過措置を設けて適用)。これは、「履修モデル」で定める標準修得単位数を大幅に超える科目数を履修登録したことにより単位修得に至らない者、履修取消制度により履修科目を大量に取消す者、教室収容定員の超過による履修者調整(抽選)科目の増加等が発生し、授業運営や単位修得状況が悪化したことから、「履修モデル」に基づく無理のない着実な履修と適切な授業環境を提供することを目的とした取組みである。また、上限単位数を引き下げることで、上位学年まで持ち越すことなく着実に単位修得していくよう促す効果も期待される。

上限単位は「履修モデル」(32~38単位)を上回っており支障はないが、成績が優秀

な学生にはより多くの学習機会を提供し、成績不良の学生には履修した科目の着実な単位修得を促すために、GPA 値によって上限単位数を増減する措置を講じている。

- ア) 前年度の GPA が 3.5 以上の学生は、履修登録単位数の上限に 6 単位を加算。
- イ) 前年度の GPA が 3.0 以上の学生は、履修登録単位数の上限に 4 単位を加算。
- ウ) 前年度の GPA が 1.5 未満の学生は、学修指導の必要上、履修登録単位数の上限を減じることがある。

#### 4-2-④ 教養教育の実施

本学の「教養科目」は、「カリキュラム・ポリシー」に掲げる「映像文化の歴史を知り、映像を読み解くための基礎的な学力を身につける。同時に、映画にとどまらず広く社会一般を洞察する力を養う」という趣旨に基づき、令和 6 (2025) 年度は 60 科目を設置している。

平成 30 (2018) 年度入学生から適用されたカリキュラムで「教養科目」を「基幹」と 5 群 (映画史、映画文化、文学・芸術、歴史・社会科学、コミュニケーション) に再編した。専門コースでの学修効果を高めるため、映画史、映画文化に関する科目を拡充し、 各科目の到達目標と難易度を明確にして配当年次を固定したことが大きな変更点である。これにより、カリキュラムの順次性と体系性が明確化された。

必修の初年次教育科目である「基幹」群については、令和 4(2022)年度入学者から適用されたカリキュラムで拡充を図った。これは、新入生の基礎学力(外国人留学生の日本語能力と日本語を母語とする者の異文化理解)の変化によるものである。「教務委員会」において対応策が検討され、「ベーシック・スキル 1」、「ベーシック・スキル 2」(ともに 1 年前期・2 単位・必修)、「ベーシック・スキル 3」(2 年後期・2 単位・必修)の3 科目を新設した。特に「ベーシック・スキル 2」、「ベーシック・スキル 3」は、日本語を母語とする学生と日本語を母語としない学生とでクラスを分け、前者は異文化理解に欠かせないコミュニケーション力を、後者は日本語能力の向上を学修する内容となっている。「人間総合研究」(1 年前期・8 単位・必修)は本学の教育理念を象徴する科目であり、映画を学ぶ上での第一歩となる総合的な演習授業である。写真と音声素材でドキュメンタリー作品を制作するグループワークを通して、人間と社会を洞察する力とチームワークを身につけるものとなっている。

講義科目担当教員を中心とする「教養部会」が設置されており、教養教育のあり方について議論・検討する場が設けられている。

# 4-2-⑤ 教授方法の工夫と効果的な実施

アクティブ・ラーニングなど、教授方法の工夫

本学のカリキュラムの中心にある映画制作の演習科目は、グループでの創作活動に 8 ~10 週間の長期にわたって取り組み、最終的な作品発表までを到達目標とする、学生の主体的な学修を促す授業となっている。1 年次の「人間総合研究」から 4 年次の「卒業制作」まで、グループのなかで主体的に考え、自ら行動する実践的な学修を繰り返していくことで、知識と技術、コミュニケーション力を総合的に身につけることができる。また、講義科目においても、ディスカッションやプレゼンテーション、フィールドワー

クなど、アクティブ・ラーニングを広く採り入れた授業を行っている。

「日本映画大学設置認可申請書」基本計画書において創作と理論の両立・融合が謳われているとおり、本学の専任教員は、映画制作に関わる実務家教員(創作系)と、映画や映像に関わるさまざまな学問領域を専門とする研究教員(理論系)で構成されている。双方の教員が協働して行う教養科目や専門基礎科目の「オムニバス授業」「コラボレーション授業」「ペア授業」は、担当教員の視野を広げるとともに、学生にとっても多角的に映画についての理解を深めることのできる有効な場となっており、令和 6 (2024) 年度は 10 科目で導入している。

また、外国人留学生への教授方法の改善を促進するため、「留学生支援部門」所属教員が授業参観を行い、教授方法について助言・提言を行う体制を整備している。

#### 授業を行う学生数 (クラスサイズなど)

1年次は全員がクラスに所属する。令和 6 (2024) 年度は 1 クラス平均 19 人、計 6 クラスで編成されている。2 年次以降は系・コースに所属するが、「演出系」の 36 人を除き、各コース 20 人以内の定員となっている。学生が自らの学修計画に基づき自由に選択できる「教養科目」、「専門基礎科目」は、1 科目あたりの上限定員を 80 名に設定しており、令和 6 (2024) 年度の「教養科目」、「専門基礎科目」(必修を除く)の履修者数の平均は 38.2 人と、教育効果が十分に期待される少人数教育を実現している。

#### 4-3. 学修成果の把握・評価

- 4-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の把握・評価方法の確立とその運用
- 4-3-② 教育内容・方法及び学修指導などの改善へ向けての学修成果の把握・評価結果のフィードバック
  - (1) 4-3の自己判定

基準項目 4-3 を満たしている。

#### (2) 4-3の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

4-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の把握・評価方法の確立とその運用 ディプロマ・ポリシーを踏まえた学修成果の明示

「ディプロマ・ポリシー」に基づく学修成果の客観的な把握を目的に、「カリキュラムマップ」を「教務委員会」において策定した。これは、「ディプロマ・ポリシー」で定める4つのキーワード(技術、協調、理論、教養)が各授業科目とどのような対応関係にあるのかを数値化したもので、学生は履修登録した科目を履修完了すると、「ディプロマ・ポリシー」のどの部分の能力が身についたのかを数値の大きさで確認することができる。授業時間数に応じて設定されている単位数を10倍した値を4つのキーワードに按分しているため、数値が大きいほど学修時間に費やす時間も比例して多くなり、学修成果の質と量が可視化できる。この数値は、「シラバス」に「DP(ディプロマ・ポリシー)との対応」として明示されているため、単位数と授業内学習、自学自習における時

間との相関関係が可視化される。学生は到達目標、成績評価基準とあわせて「ディプロマ・ポリシー」の身につき具合を把握することができる。

#### 多様な尺度・指標や測定方法に基づく学修成果の把握・評価

「学修成果の把握・評価にあたっては、「カリキュラム・ポリシー」に基づきレベルごとに以下の方法により把握・評価を行っている。

#### a)機関レベル (大学) /教育課程レベル (学部・学科)

学修状況については、学生の修得単位数及び GPA 値が学期ごとに記載され、赤(警告)、黄(注意)、黒(卒業延期)で色分けされる「単位修得状況」(履修指導方針)、年度 (年間) GPA と修得単位数を学年ごとに分布図として表した「年間 GPA と修得単位数」、年度 GPA の上位 1/2 群及び下位 1/4 群を把握する「GPA 上位 1/2、下位 1/4 表」を用いて把握している。外国人留学生については、「日本語能力試験」等日本語力向上のための資格試験の受験・合格状況を加えている。学修時間については、9 月の履修登録時に行う「学修状況実態・行動調査」、文部科学省による「全国学生調査」、FD 委員会による「学生ヒアリング」を活用し、把握を行っている。このほか、休学・退学者数、卒業延期(原級留置)者数、卒業式当日に行う「学生満足度調査」のほか、卒業率、就職率(就業率)、卒業延期者数、外国人留学生の日本国内での就職状況等を用いて学修成果を把握している。これらの調査結果に基づき、「学生委員会」、「教務委員会」、「FD 委員会」、「教授会」においてクラス・コース規模の適切性やカリキュラムの妥当性等の評価が行われ、改善につなげている。

#### b) 科目レベル (個々の科目)

学生が、科目の履修を終えて自らの学びと授業内容について振り返る「授業アンケート調査」のほか、学期ごとに収集する「履修登録結果」、「履修取消結果」、演習科目の最終授業に行われる「合評会・発表会」、授業科目ごとの「成績分布状況」において把握を行っている。これら各種調査によって把握した学修成果を、「教務委員会」、「FD 委員会」、「教授会」において検討し、三ポリシーとの整合をはかっている。

# 4-3-② 教育内容・方法及び学修指導などの改善へ向けての学修成果の把握・評価結果 のフィードバック

学修成果の把握・評価の結果は、「FD 委員会」、「教務委員会」、「学生委員会」、「企画 戦略室」が収集・集計作業を行い、結果を各委員会に報告し検証の後、「教授会」に報告 している。

「授業アンケート調査」の集計・分析結果は授業担当教員に配付され、結果をもとに 授業内容の振り返りを行い、改善計画「アクション・プラン」にコメントを入力する。 コメントは集計結果とともに「教授会」で報告され、附属図書館で公開される。

全学生の修得単位数及び GPA が学期ごとに記載されている「単位修得状況」(履修指導方針)は、学年、クラス、コース別にグループ化されているため学修状況の経年変化やコースごとの比較検討が可能であり、学修指導や授業改善に活用されている。

「履修登録結果」、「履修取消結果」に基づき、「教務委員会」において適切な科目配置となっているか、科目間の履修者数に偏りはないか、適切な規模で授業運営が行われているか、履修取消者数に偏りがないか等の点検を行っている。点検の結果、調査が必要と判断された科目につは、教務委員長が担当教員及び学生支援部長へのヒアリングを行い、授業改善に取り組んでいる。

以上のように、三つのポリシーを踏まえた学修成果の把握については、「教務委員会」、「FD 委員会」、「企画戦略室」で収集・分析を行い、各委員会での評価・検討を経て「教授会」で報告する体制が構築されている。「授業アンケート調査」、「学生満足度調査」、「学修状況実態・行動調査」をはじめとする各種調査に基づいて、教育課程の編成及び運用等について客観的な把握・評価を行い、教育内容・方法及び学修指導の改善に役立てている。

#### 「基準4の自己評価]

#### (1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

学生一人一人の修得単位数及び GPA 値が学期ごとに記載され、赤 (警告)、黄 (注意)、 黒 (卒業延期) で色分けされる「単位修得状況」(履修指導方針) は、学修状況の点検や カリキュラムの検証に際して有効な資料となっている。コース担当教員が学期単位で所 属学生の履修状況を把握できるため、学期 GPA が年々低下している学生がいれば修学 意欲の低下による休学・退学に至る可能性があることから、事前に面談やヒアリングを 行い注意喚起が可能である。また、履修モデルどおりに履修しているか、学年やコース で単位修得動向にばらつきがないかといったカリキュラムの適切性の検証材料としても 有効な資料となっている。

#### (2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

「ディプロマ・ポリシー」を踏まえた学修成果の客観的な把握を目的に、「学修ポートフォリオ」の導入を検討している。学生が学修を積み重ねるなかで「カリキュラムマップ」に示された「ディプロマ・ポリシー」で定める4つの能力(技術、協調、理論、教養)をどの程度身につけたかを数値によって可視化するもので、学業成績通知書に記載する予定である。

4年間の学修の集大成であり、学修成果が最も表れる「卒業制作」において、「ディプロマ・ポリシー」で求められている基準と、成果としての卒業制作作品の到達基準に隔たりが見られることが課題である。学生の学修意欲や映画に関する興味の変化などを踏まえ、カリキュラム及び「系」・「コース」のあり方について「教務委員会」において継続的に検証を行っている。

#### (3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

単位認定基準及び卒業認定基準の前提となる各授業科目の成績評価基準の明確化・厳格化とルーブリックの策定に取り組む。特に演習科目については、班ごとにスケジュールや実施場所が異なるため出席や参加態度の適切な把握が難しいが、より正確に確認する方法を検討する必要がある。また、進級基準の適切性についても検討を続ける。

#### 日本映画大学

アクティブ・ラーニング型授業の運用を効果的に行うための授業管理体制については、 貢献度の低い学生や修学意欲が低く欠席の多い学生への動機づけと、熱心な学生をさら に伸ばすための対策が課題である。学生支援部職員と担当教員が緊密に連携して学生 個々の生活環境や修学状況を把握し、意欲に落差のあるグループに対する授業運営の改 善策について各委員会で検討していく。

「FD 委員会」では、「授業アンケート調査」や「学生ヒアリング」、「教員相互の授業 参観」の結果を検証し、教授方法のさらなる改善方策の検討を進める。令和 5 (2023) 年度から「授業アンケート調査」の質問項目を見直したことで、学生の学修態度と理解 度をよりきめ細やかに把握できるようになることが期待される。

三つのポリシーに基づく学修成果の把握にあたり、機関レベル(大学)、教育課程レベル(学部・学科)、科目レベル(授業科目)で把握するための「アセスメント・ポリシー」を策定し、学修成果の可視化と授業改善につなげる取組みをすすめていく。

#### 基準 5. 教員 • 職員

- 5-1. 教育研究活動のための管理運営の機能性
- 5-1-① 学長の適切なリーダーシップの確立・発揮
- 5-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化
- 5-1-③ 職員の配置と役割の明確化

#### (1) 5-1 の自己判定

基準項目 5-1 を満たしている。

#### (2) 5-1 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

#### 5-1-① 学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

#### 学長がリーダーシップを適切に発揮できる体制の構築と規則の整備

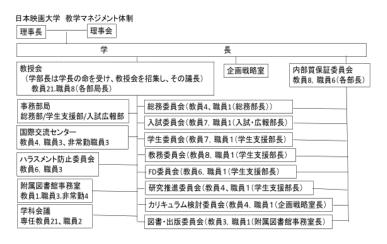
学長の職務と権限は、「学校法人神奈川映像学園寄附行為施行細則」第41条に「本大学の校務を掌り、所属職員を統督する」と校務の権限について明確に規定している。

学長が適切なリーダーシップを確立・発揮するための補佐体制として、「学校法人神奈川映像学園寄附行為施行細則」第 42 条に「学長の諮問機関として本大学に教授会を置く」と学長の諮問機関としての教授会の役割を明確に規定しているほか、「学校法人神奈川映像学園事務組織規程」第 2 条第 2 項に「学長を補佐して管理運営や全学的な教学・学生支援のための組織として、企画戦略室を置く」と学長直轄の組織として「企画戦略室」が設置されている。なお、「学校法人神奈川映像学園寄附行為施行細則」(令和 7(2025)年 4 月 1 日施行)については、改正私立学校法及び学校法人神奈川映像学園寄附行為の変更に伴い、従前の「学校法人神奈川映像学園寄附行為実施規程」を廃し、寄附行為施行細則として再整理を行った。

#### 5-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化

#### 大学の意思決定の権限と責任

本学の使命・目的等の達成に向けて学長がリーダーシップを発揮できるよう、権限の 適切な分散と責任の明確化に配慮した全学的な教学マネジメント体制を整備している。



「学校法人神奈川映像学園業務委任規程」第3条において、学長は、理事長から「理事会から委任された業務決定の権限のうち、日本映画大学長に、大学の校務の掌理を委任」されており、委任された業務の一部を所属教職員に再委任することが可能となっている。このことにより、学部長は、「日本映画大学映画学部教授会規程」により教授会の議長として教授会を主宰し、同第3条で規定されている学長が司る教育研究に関する事項について審議を行い、学長に意見を述べることとなっている。なお、「学校法人神奈川映像学園業務委任規程」については、教学マネジメントにおける権限の適切な分散と責任体制の明確化をはかるため、再委任事項の見直しを含む改訂を行い、令和7(2025)年4月から施行している。

#### 教授会などの組織上の位置付け及び役割の明確化・機能化

学長が教授会に意見を聴くことを必要とする事項については、「日本映画大学映画学部教授会規程」第2条により、教授会の構成員として学長の参画が規定され、同第3条に「教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるもの」として「学生の入学及び卒業」及び「学位の授与」が定められている。また、同第3条第1項第3号において「教育研究に関する重要事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの」として、①学生の身分、②教育課程の編成、③教員の人事、④学部学科の組織の編成、⑤学則及び諸規程の制定、改廃、⑥学生活動及び学生生活、⑦入学者選抜の7項目を規定している。このうち、①学生の身分については、「日本映画大学学則」において、退学(第36条)、休学(第37条)、復学(第39条)、転学(第40条)、他大学への入学(第41条)、留学(第42条)、除籍(第43条)、卒業(第44条)、懲戒(第66条)が学長の決定事項として明確に規定している。

定例教授会は、毎月第2金曜日に開催しているほか、前述の「教育研究に関する重要 事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの」のうち、③教 員の人事については、必要に応じて「人事教授会」が開催され、⑦入学者選抜について は、選抜区分ごとに「入学者選抜判定教授会」が開催される。

教授会は、「日本映画大学映画学部教授会規程」第2条に基づき、学長、教授(学部長、学科長、附属図書館長兼務)、准教授、専任講師で構成され、本学に所属する専任教員は全員が構成員となっている。議長は、学長の命を受け学部長が務めており、理事長、内部監査室長、事務局長、総務部長、入試・広報部長、学生支援部長、学生支援部課長、企画戦略室長、附属図書館事務室長が陪席者として参画している(常勤理事3名を含む)。教授会傘下の委員会及び法人傘下の委員会の長は教授会構成員が兼務しているため、学長は、教学のあらゆる諸課題について幅広く意見を聴取することができ、総合的な見地から迅速な意思決定が可能となる学長の適切なリーダーシップを発揮する体制を整備し、適正な運営に努めている。

# 5-1-③ 職員の配置と役割の明確化

#### 教育研究活動のための管理運営体制

教育研究に関する意思決定は学長が行うこととし、「教授会」は学長が決定を行うにあたり意見を述べるものとすることで、学長の適切なリーダーシップが確立され、権限の

適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメント体制が構築されている。また、 職員の配置と役割についても教職協働体制がとられており、適切に機能している。

教育研究活動を教職一体で遂行するための教育研究実施組織として、「キャリアサポートセンター」(理事長1名、教員5名、職員1名)、「国際交流センター」(教員5名、職員3名)を設置している。また、「日本映画大学映画学部教授会委員会規程」第2条に基づき8つの委員会が設置され、すべての委員会に事務職員が構成員として参画している。事務職員は、組織の円滑な運営と管理を事務的に担うだけでなく、事務職員としての専門的知見を教員と共有し、また組織の長をサポートすることで活発な議論が展開される役割を担っている。

#### 職員の採用・昇任の方針に基づく規則

教員の採用・昇任は、「日本映画大学教育職員選考規程」に基づき行われ、教授、准教授、助教、専任講師及び助手の資格について明確に定めている。教員の採用・昇任を行う場合は、「日本映画大学映画学部教授会規程」第4条に基づき「教員人事に関する教授会(人事教授会)」が招集され、①選考の方法(公募の実施の有無)、②選考の時期、③人事に関する小委員会の設置、について決定する。議長(学部長)は、「人事教授会」の選考結果に基づき学長に内申(推薦)し、学長は内申された候補者について意見を具して理事長に推薦を行い、理事長はこれを任命する。

職員の採用については、就業規則に採用、提出書類、異動等が定められている。採用した職員については、業務の活性化と効率化を目的として毎年度自己点検評価を実施している。昇任については、任命権者である理事長が職員の資質・能力、組織への貢献度、勤務年数などを総合的に勘案して決定している。

#### 5-2. 教員の配置

5-2-① 教育研究上の目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任などによる教員の確保 と配置

#### (1) 5-2の自己判定

基準項目 5-2 を満たしている。

#### (2) 5-2 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

5-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置 設置基準上必要な教員の確保と配置

本学の令和 6 (2024) 年 5 月 1 日現在の専任教員数は 21 人で、「大学設置基準」が定める数を満たしている。実務家教員(創作系)が 13 人、研究教員(理論系)が 8 人と、創作と研究を行う教員がバランスよく配置されている。「大学設置基準」に基づき、1 年次のクラス担任を統括する教員及び 2 年次以降の系・コース責任担当教員は、准教授以上の専任教員を配置している。

#### 教員の採用・昇任の方針に基づく規則と運用

教員の採用及び昇任については、「日本映画大学教育職員選考規程」及び「日本映画大学映画学部教授会規程」に基づき選考され、学長が理事長に推薦し、理事長が任命している。令和6(2024)年度は、専任教員に対し「日本映画大学における教員活動評価実施要項」に定める自己評価を行い、評価結果をもとに理事長が面談を行っている。

#### 5-3. 教員・職員の研修・職能開発

- 5-3-① FD をはじめとする教育内容・方法などの改善の工夫・開発と効果的な実施
- 5-3-② SD をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

#### (1) 5-3の自己判定

基準項目 5-3 を満たしている。

#### (2) 5-3 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

5-3-① FD をはじめとする教育内容・方法などの改善の工夫・開発と効果的な実施研修・研究の教職協働での組織的・計画的な実施と見直し

教育内容・方法を改善する取組みとして、FD 委員会(教員 6 人、事務職員 2 名)が 企画・運営する「FD 研修会」を毎年実施している。令和 6 (2024)年度は、不登校や発 達障害、うつ病など、さまざまな悩みを抱えて入学する学生が増えていることから、「し んどさを抱える学生への支援とかかわりかた」をテーマに実施し、31 人(専任教員 18 人、非常勤教員・職員 13 人)が参加した。

教育内容・方法の改善の工夫・開発については、FD 委員会において、開講授業科目を対象に学生による「授業アンケート調査」を実施している。調査結果は授業担当教員にフィードバックし、教員には、授業改善の取組みや、自由記述欄に記載された学生からの質問・指摘事項等についてコメント形式でアクションプランを回答することを求めている。回答結果を含む総合的な調査結果は附属図書館に配架されている。授業科目ごとの調査結果は FD 委員長が確認し、検討を要する場合は FD 委員会に報告され、対応策の検討がなされる。FD 委員会では「授業アンケート調査」の分析結果の概要が報告され、点検の後、教授会で報告される。回答率向上の一環として、令和 5(2023)年度に設問項目を、令和 6(2024)年度に回答項目を見直した。

FD 委員会では、6月と1月に、3・4年生の各コースの代表学生から FD 委員が座談会形式で直接意見を聴く「学生ヒアリング」を実施している。ヒアリングは生活状況や学修状況、大学に対する要望など 13 項目の質問で構成され、授業アンケートや成績評価結果には表れない、学生の率直な声を聞く貴重な機会となっている。結果は FD 委員会で検証の後、教授会に報告し、授業の参考となる取組みや改善しなければならない点について共有している。

#### 5-3-② SD をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

本学では、「日本映画大学における職員研修実施要項」に基づき、計画的、効果的かつ

#### 日本映画大学

継続的に職員の資質・能力向上のための取り組みを行っている。職場内研修としては、教職員を対象とした「SD 研修会」を総務部において実施し、私立大学を取り巻く動向と本学の現状、認証評価における評価結果、私立学校法の改正などのタイムリーなテーマで研修を行っている。職場外研修としては、「日本私立大学協会」等の所属団体で実施する研修会や協議会等へ積極的に参加し、また、その他の外部機関が主催する研修会や講演会などにも参加することにより、職員の知識・能力の向上に努めている。

#### 5-4. 研究支援

- 5-4-① 研究環境の整備と適切な管理運営
- 5-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用
- 5-4-③ 研究活動への資源の配分

#### (1) 5-4の自己判定

基準項目 5-4 を満たしている。

#### (2) 5-4 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

#### 5-4-① 研究環境の整備と適切な管理運営

#### 研究環境の整備と活用

研究目的を達成するための施設として、新百合ヶ丘校舎及び白山校舎に「研究室」が設置されている。「研究室」は個室ではなくブースで仕切られた形態であるが、研究を遂行する環境は確保され、教員同士の交流、特に実務家教員(創作系)と研究教員(理論系)のコミュニケーションを重視した環境となっている。

#### 5-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

#### 規程の整備と厳正な運用

「研究推進委員会」において、「日本映画大学における公的研究費の管理・運営に関する規程」、「日本映画大学科学研究費補助金取扱規程」、「日本映画大学における競争的資金による間接経費の取扱方針」を定めている。また、「科研費(科学研究費助成事業)の使用にあたって」を作成し、科研費研究代表者、研究分担者及び事務担当職員に対し科研費の適切な使用を周知している。

研究公正・研究不正防止に係る対応については、「日本映画大学研究行動規範」、「日本映画大学における競争的資金等に係る不正防止計画」を定め、研究活動に対する基本方針を示すとともに、「研究活動の不正行為の防止及び対応に関する規程」及び「公的研究費の管理・運営に関する規程」を整備し、研究活動に関わる不正行為等の防止に取り組んでいる。また、平成29(2017)年度には日本学術振興会の「研究倫理eラーニング」を導入し、おもに競争的資金獲得者を対象とした研究倫理教育を実施している。

### 5-4-③ 研究活動への資源の配分 研究者への物的支援・人的支援

専任教員の教育研究活動の向上を目的として、「日本映画大学における個人研究費取扱要領」に基づき「個人研究費」(10万円/年)を支給している。この研究費は、各教員が専門とする研究領域における研究活動を促進するものであり、また教育活動に新たな知見を取り入れるために必要となる経費を、教員の自由な発想に基づき幅広く支援するためのものとして、職位にかかわらず一律に同額を支給している。また、科研費の間接経費は、「日本映画大学における競争的資金による間接経費の取扱方針」に基づき、所属する研究者の教育研究活動の発展に資するための環境整備の費用に充てられている。

#### 外部資金の導入の努力

科研費をはじめとする外部研究資金の獲得のために、研究推進委員会及び科研費獲得 経験者らが申請書類の作成にあたって支援を行っている。科研費については、開学以来、 毎年継続して採択されていることから、研究を促進する環境が整備されている。

#### 「基準5の自己評価]

#### (1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

競争的資金(科研費)の獲得は、開学以来、毎年度新規の採択が続いており研究推進委員会の支援が成果をあげている。芸術系の単科大学であり実務家教員が多い本学において科研費に採択されることは容易ではないが、継続して採択されるよう研究推進委員会による支援を行っていく。

#### (2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

大学設置基準改正により教育研究実施組織をはじめとする教職協働の実質化が求められていることから、SD 研修の一層の充実を図り、高度化・複雑化する大学職員としての意識向上に努めていく。

研究倫理及び研究データの管理に関する規程の整備が十全とは言えないことから、関連規程の整備を進めていく。

#### (3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

専任教員は、令和 3 (2021) 年度に 1 人、令和 4 (2022) 年度に 2 人が定年退職となり、令和 2 (2020) 年度に 2 人、令和 4 (2022) 年度に 2 人、令和 5 (2023) 年度に 3 人の教員が新たに採用され、世代交代が進んでいる。

事務職員の昇任については、職員評価も含め方針を策定するとともに、教学マネジメントの遂行も含め、教員・事務職員等の役割・機能の関係性を明確にして規程の整理を行っていく。

教育研究活動のための管理運営の機能を高めるため、大学の意思決定に基づき学長が 学部長とともに適切にリーダーシップを発揮できる体制が構築されている。教育研究活 動の遂行に必要な組織については、教育研究実施組織の役割を見直し、教員・事務職員 の役割の明確化に取り組んでいく。

SD をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組みについては、 学内で「SD 研修会」を実施しているほか、学外で開催される SD に関する研修会にも積

### 日本映画大学

極的に職員を参加させることで、職員の資質・能力向上に役立てている。

#### 基準 6. 経営・管理と財務

- 6-1. 経営の規律と誠実性
- 6-1-① 経営の規律と誠実性の維持
- 6-1-② 環境保全、人権、安全への配慮

#### (1) 6-1 の自己判定

基準項目 6-1 を満たしている。

#### (2) 6-1 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

#### 6-1-① 経営の規律と誠実性の維持

本学園の経営に関することは、「教育基本法」、「学校教育法」及び「私立学校法」を遵守し、「学校法人神奈川映像学園寄附行為」(以下、寄附行為)、「学校法人神奈川映像学園寄附行為実施規程」及び「学校法人神奈川映像学園日本映画大学ガバナンス・コード」に基づき適切に行われている。理事会及び評議員会の運営は、寄附行為に基づき適切に行われ、また、「学校法人神奈川映像学園就業規則」及び「学校法人神奈川映像学園事務組織規程」などを整備し、全教職員がこれら規程等を遵守し組織として秩序を保ち職務を行っている。なお、令和6(2024)年10月に策定された「日本私立大学協会 私立大学ガバナンス・コード(第2.0版)」を令和7(2025)年度から適用し、コードの基本原則及び原則遵守(実施)状況を点検し、「点検結果報告書」の作成・公表を行う予定である。

本学園が公共性の高い法人として社会的説明責任を果たすとともに、公正かつ透明性の高い運営を実現するため、私立学校法第 47 条及び第 63 条の 2 並びに学校教育法施行規則第 172 条の 2 で規定されている教育研究活動等の情報及び財務情報は本学ウェブサイトを通じて適切に公表しており、本学園の経営の規律と誠実性は維持されている。

令和7 (2025) 年4月の改正私立学校法の施行に向け、理事の職務の執行が法令及び 寄附行為に適合することを確保するための体制、その他学校法人の業務の適正を確保す るために必要な体制として、「内部統制システム整備の基本方針」を理事会で決定した。

#### 6-1-② 環境保全、人権、安全への配慮

環境保全に関しては、白山校舎に多数の樹木を保存しており、維持管理に努めている。また、毎年夏には温暖化対策として、新百合ヶ丘校舎及び白山校舎に「グリーンカーテン」(ツルレイシ育成)を設置し、環境にも配慮している。その他、新百合ヶ丘校舎及び白山校舎においてゴミの分別の推進も図り、脱炭素化社会への取り組みを進めている。これらを更に推進するために、令和3(2021)年に川崎市の「かわさき SDGs パートナー」として団体登録している。

人権への配慮については、法令に沿って「学校法人神奈川映像学園就業規則」で確固たるものとしている。また、「学校法人神奈川映像学園ハラスメントの防止等に関する規程」を定めてハラスメントの防止に努めており、毎年度ハラスメント防止研修を実施している。

個人情報の取扱いについては、「学校法人神奈川映像学園個人情報の保護に関する規程」及び「学校法人神奈川映像学園個人番号及び特定個人情報取扱規程」を整備し適切に対応している。

安全への配慮に関しては、就業規則等に基づき適切に行われ、本学園に発生する又は発生することが予想される様々な危機に対して危機管理体制、対処方針等を整備している。また、17時以降、警備会社による校舎及び校舎周辺の警備を行い防犯体制について万全を図っている。なお、本学の体育館とグラウンドと校舎の一部は川崎市の指定避難場所として有事の際には開放することとしており、学生や教職員も避難することができることになっている。

私立学校法の改正に伴い大臣所轄学校法人では内部統制システムの整備が義務づけられ、理事会で決定した「内部統制システム整備の基本方針」における「リスク管理に関する体制」を踏まえて、発生することが予想される重大なリスクが発現した場合、様々な危機を未然に予防し、損失を最小限に抑えるように対応するリスク管理に関する体制を整備し、リスク管理と危機対応の両方を定めた「学校法人神奈川映像学園リスク管理規程」を、「日本映画大学危機管理規程」を転換して整備し、令和7(2025)年4月施行で適切に対応している。

#### 6-2. 理事会の機能

- 6-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性
- 6-2-② 使命・目的の達成への継続的努力

#### (1) 6-2の自己判定

基準項目 6-2 を満たしている。

#### (2) 6-2 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

#### 6-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

本学園の理事会は、理事の選任、諸規程の改廃、予算、決算など、学園全体の重要事項の審議・決定を行っている。また、機動的意思決定ができる体制として「常勤理事会」を置いている。常勤理事会は、原則月1回開催し、常務の重要事項について審議を行い、その結果を理事会へ報告している。

理事の定数は8人、選任区分は、第1号理事「学長」、第2号理事「評議員のうちから評議員会において選任した者4人」、第3号理事「学識経験者のうち理事会において選任した者3人」と寄附行為に定められており、規定のとおり適切に選任している。

令和 6 (2024) 年度中に 4 回開催された理事会の出席状況は 100%であり、適切な出席状況のもと意思決定が行われている。

また、令和7 (2025) 年4月から施行となる私立学校法改正に伴う寄附行為の改正案 を理事会・評議員会で審議し、文部科学大臣に申請を行い、12月に寄附行為変更認可を 受けた。

#### 6-2-② 使命・目的の達成への継続的努力

本学は使命・目的を「建学の精神」「基本理念」に基づき日本映画大学学則第1条においてその目的を定め、継続的に運営を行っている。令和3(2021)年に策定された第2期中期目標・中期計画では、本学の中期的な目標として「映画・映像業界における人材育成の東アジア最高峰の大学」を掲げ、中期目標の中間評価を行うことにより、中期目標の達成に向けて、計画の達成見込みや改善点を確認し、継続的に現状分析をしながら、課題を明らかにし、法人が中期目標を達成していくための方策を検討していくことや、法人が次期中期目標及び次期中期計画の検討に資するよう取り組んでいく。

#### 6-3. 管理運営の円滑化と相互チェック機能

- 6-3-① 法人の意思決定の円滑化
- 6-3-② 評議員会と監事のチェック機能

#### (1) 6-3の自己判定

基準項目 6-3 を満たしている。

#### (2) 6-3 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

#### 6-3-① 法人の意思決定の円滑化

本学園の常勤理事会には、理事長、理事として学長及び学部長等が出席し、常務の重要事項の審議・決定を行っている。常勤理事会にて行われた意思決定については、その後の教授会や事務局の部課長会議で報告され、全学的に情報の共有が図られていることから、法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定は円滑に行われている。

#### 6-3-② 評議員会と監事のチェック機能

監事は、寄附行為の規定に基づき、この法人の理事、職員(学長、教員その他の職員を含む。)又は評議員以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから評議員会の同意を得て理事長が選任することとなっており、適切な手続きを経て非常勤監事2人が選任されている。

監事は、担当者からの報告及び決算概要等の聴取を行い、運営状況並びに財務状況を 監査している。令和6(2024)年度に開催した理事会及び評議員会には毎回2人が出席 し、学校法人の業務等の状況に対して意見を述べている。また、監事は、毎月行われる 常勤理事会に可能な限り出席し、理事の業務執行状況の監査を行っている。

諮問機関である評議員の定数は 17 人、選任区分は、第 1 号評議員「この法人の職員で理事会において推薦された者のうちから、評議員会において選任した者 9 人」、第 2 号評議員「この法人の設置する学校を卒業した者で年齢 25 歳以上の者のうちから、理事会において選任した者 3 人」、第 3 号評議員「学識経験者のうちから、理事会において選任した者 5 人」と寄附行為に定められており、規定のとおり適切に選任している。理事会の決議のまえにあらかじめ評議員会の意見を聴く寄附行為で定められた事項につい

ては適切に運営されている。

令和 6 (2024) 年度中に 3 回開催された評議員会の出席状況は 98% (委任状出席含む) であり、適切な出席状況のもと運営が行われている。

#### 6-4. 財務基盤と収支

- 6-4-① 財務基盤の確立
- 6-4-② 収支バランスの確保
- 6-4-③ 中期的な計画に基づく適切な財務運営

#### (1) 6-4の自己判定

基準項目 6-4 を満たしている。

#### (2) 6-4 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

#### 6-4-① 財務基盤の確立

本学の収容定員に対する在学者数は、令和 2 (2020) 年以来のコロナ禍により特に留学生入学者の減少に見舞われたこともあり未充足の状況が続いているが、減少を最小限に食い止める努力の結果、収容定員に対する充足率は昨年の 85%から今年は 90%へと上昇に転じている。また、施設設備の更新による減価償却費や保守費関係増に加え、近年の物価・賃金の上昇により支出は上昇傾向にある。収入の増加、業務の効率化、経費の節減等に継続して取り組むとともに、教育研究活動を安定的かつ持続的に実施するために必要な財務基盤の確立に努めていく。今後とも学生を確保して学生生徒等納付金収入の増を図ることで、安定した財務基盤を確立に努めていく。

#### 6-4-② 収支バランスの確保

令和6 (2024) 年度決算においては、収入の中で経常費補助金については、「教育の質」について増減率を1%に改善するという成果を得たものの、最大の比重を占める学生生徒等納付金収入が減少したことから教育活動収入は7億6,000万円、一方、人件費、教育研究経費、管理経費からなる教育活動支出は7億8,800万円であり、経常収支差額は2,700万円の支出超過であった。支出面においては、令和7 (2025) 年度予算編成時に前年度の予算を超えない範囲で抑制することとし、予算執行時の精査を厳格に行うこととしている。経常費補助金の一般補助については定員未充足の法人に対するペナルティの厳格化が進んでいるが、教育の質に係る客観的指標の得点の向上と増減率の向上を図りつつ、外部資金確保のための科学研究費補助金の継続採択の確保の取り組みを進め、今後とも学生を確保して学生生徒等納付金収入の増を図ることで、安定した財務基盤を確立するとともに収支のバランスの確保に努めていく方針である。

なお、貸借対照表関係比率では、令和 6 (2024) 年度の「総負債比率」は 21.0%、「流動比率」は 244.4%と健全な数値であり、借入金のない安定した運営を行っている。

#### 6-4-③ 中期的な計画に基づく適切な財務運営

令和3(2021)年5月に策定した「日本映画大学中期目標・中期計画」の中に財務内容の改善に関する目標が掲げられおり、この中期目標・中期計画に沿って各年度の事業計画及び予算を策定しており、財務運営の適正化を図っている。

学園が将来に向けて発展していくためには、健全な財務体質の維持と学納金収入の確保が重要である。現在の財政状況については、経常収支差額の黒字を安定的に維持していくため、学生生徒等納付金収入の増、業務の効率化、経費の節減等に継続して取り組むとともに、現行の予算執行状況の精査・検証を徹底し、教育研究活動の安定的な遂行に今後も寄与していく。

#### 6-5. 会計

- 6-5-① 会計処理の適正な実施
- 6-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

#### (1) 6-5の自己判定

基準項目 6-5 を満たしている。

#### (2) 6-5 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

#### 6-5-① 会計処理の適正な実施

本学園における会計処理は、「学校法人会計基準」及び「学校法人神奈川映像学園経理規程」を遵守し、適正に実施されている。予算編成については予算編成方針を11月の常勤理事会で決定し、各部署に予算要求を提出させ、精査の上、予算を3月に編成している。当初予算は状況の変化により計画を変更することがあるため、学校法人神奈川映像学園経理規程により、予算の修正を必要とするときは、理事会の議決を経て予算の補正を行うことができる。

また、会計処理上の疑問などは、公認会計士や税理士などに問い合わせ、指導・助言を受け、適切な会計処理に努めている。

#### 6-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

本学の会計監査は、「私立学校振興助成法」の規定により監査法人による監査を受けている。また、監事は、担当者からの報告及び決算概要等の聴取により監査を実施しており、法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、理事会及び評議員会に提出している。会計監査の体制は十分に整備され、厳正に実施されている。

なお、財務情報の公表については、寄附行為第35条の規定に基づき、財産目録、貸借対照表、資金収支計算書、事業活動収支計算書等を備え置き、閲覧に備えており、さらに、本学ウェブサイトでも公表している。

会計監査人の選任については、寄附行為により会計監査人1名を置くこととしており、 令和7(2025)年の定時評議員会の終結時までに選任できるよう規定している。

#### [基準6の自己評価]

#### (1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

経営の規律と誠実性について、学内規程及び関係法令等を遵守し、使命・目的の実現のための取り組みが着実に進められている。

理事会の機能については、理事の選任、予算、決算などの学園全体の重要事項の審議・ 決定など私立学校法及び寄附行為に則り適切に機能している。

管理運営については、常務の重要事項の審議・決定を行っている常勤理事会をはじめ、 各部門間のコミュニケーションの円滑化により全学的に情報の共有が図られており、連 携が適切に行われている。また、監事及び評議員会の機能については、私立学校法及び 寄附行為に則りチェック体制として適切に機能している。

財務については、中期目標・中期計画に沿って事業計画及び予算の編成を行い適切な 運営を確立している。

会計については、監査法人、監事及び内部監査室の監査により適切な処理が行われている。

#### (2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

学園が将来に向けて発展していくためには、健全な財務体質の維持と学納金収入の確保が重要であるが、令和7 (2025) 年度の入学者数は入学定員を充足したものの収容定員については未充足の状況になっている。

令和6 (2024) 年度決算においては、施設設備の更新による減価償却費や保守費関係増に加え、近年の物価・賃金の上昇により支出は上昇傾向にあり、最大の比重を占める学生生徒等納付金収入が減少したことから、経常収支差額は支出超過となっている。

#### (3) 課題などに対する改善状況と今後の取組予定

収容定員が未充足の状況が続くなど経営環境が厳しい中、理事会は、法人の持続的な発展のため、入学者確保に関する情報や経営改善に関する情報等を的確に把握・分析し、使命・目的の達成に向けた意思決定を行っていく。また、私立学校法の改正に基づく寄附行為変更案を常勤理事会、評議員会、理事会で審議し、文部科学省の認可を受けている。現在の財政状況については、経常収支差額の黒字を安定的に維持していくため、引き続き予算管理を徹底するとともに学生を確保して学生生徒等納付金収入の増を図ることで、安定した財務基盤を確立し、収支バランスの確保に努めていく。

施設設備の更新による減価償却費や保守費関係増に加え、近年の物価・賃金の上昇により支出は上昇傾向にある。老朽化施設・設備等については、整備実態の把握及び点検を進め、計画的に対策を実施し長寿命化(修繕・改修)の取り組みを進めていく。

現在の適正な会計処理の維持に加え、会計監査の体制に関しては、引き続き、監査法人、監事及び内部監査室と連携を図ることで、会計監査の体制は適切に機能しているが、 私立学校法正及び学校法人会計基準の改正を踏まえた適切な体制を整備していく。

#### Ⅳ. 大学が独自に設定した基準による自己評価

#### 基準 A. 社会との連携

- A-1. 大学が保有する人的・知的・物的資源を活用とした社会還元と地域社会と連携した 取り組み
  - A-1-① 大学が保有する人的・知的・物的資源を活用とした社会還元
  - A-1-② 地域社会と連携した取り組み
  - (1) A-1 の自己判定

基準項目 A-1 を満たしている。

- (2) A-1 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)
- A-1-① 大学が保有する人的・知的・物的資源を活用とした社会還元

#### 施設開放と近隣地域との交流

本学白山キャンパスは、旧川崎市立白山小学校の跡地にあることから、川崎市との協定により、体育館とグラウンドを地域住民へ開放している。また、白山キャンパスは、地域の広域避難所に指定され、有事の際には施設提供することになっている。

さらに、「一般社団法人白山まちづくり協議会」と包括連携協定を締結し、開学以来継続的に連携を深めている。概ね2か月ごとに定期的に行われている同協議会の定例会には、本学からも関係者が出席して意見交換を行ってきており、連携をより一層確かなものにしている。令和6(2024)年度は、夏季にグラウンドを開放して「白山納涼祭」を開催するとともに、平成6(2024)年9月及び平成7(2025)年2月に「地域上映会」を開催するなど、地域との交流を続けている。

#### 人材育成プログラムの実践

本学では、川崎市麻生区と「公学協働ネットワーク協定」を締結し、互いの知的資源、人材等を有効に利活用できるネットワーク構築することにより、公学連携の活動を展開し地域社会に貢献している。令和 6(2024)年 8 月に 10 回目となる「こども映画大学~夏休み映画づくり~」を開催した。これまで行政と大学が連携して事業を展開してきたものを発展させ、地元のシネコンである「イオンシネマ新百合ヶ丘(イオンエンターテイメント株式会社)」を加え、産学官が一体となった人材育成・地域連携共催プログラムを実現した。区内の小学生と大学生が協同して映画制作に取り組み、チームワークや創造することの面白さを体験するとともに、制作した映画は、映画館の大スクリーンで参加者の家族、関係者で鑑賞した。映画はつくって終わりでなく、映画館で上映し、人に見せることで完成とするという我々の願いも発信できた。本プログラムは、アクティブ・ラーニングの一環としても活用し、 $3\cdot 4$  年教養科目「こども映画教育  $\mathbf{I}\cdot\mathbf{II}$ 」とコラボレーションして実施している。

#### 映像文化の振興と公開講座

平成 19 (2007) 年 10 月に開館した川崎市アートセンターは、舞台芸術公演を行う「アルテリオ小劇場」と映画上映館である「アルテリオ映像館」の二つのホールを有する芸術文化施設である。川崎市の施設でありながら、管理運営は公設民営方式で行っており、本学は、川崎市文化財団、昭和音楽大学とともに指定管理グループを組成して、管理運営業務を行っている。

本学は、令和7(2025)年2月に、指定管理業務の一環として、川崎市アートセンターコラボレーションスペースにおいて「日本映画大学&昭和音楽大学協働講座『映画音楽を語る』」を開催した。今回は、田辺 秋守教授(日本映画大学)と渡辺 章教授(昭和音楽大学)が講師を務め、それぞれの視点から『映画音楽』を語るもので、講座を公開して、本学の授業を地域住民の方々に実際に体験してもらうともに、映画の魅力を知るための機会を提供した。

#### 学生制作成果物(映画)の一般公開と社会還元

本学は、前身である日本映画学校時代から 30 年近くにわたり、学生が制作した映画を「卒業制作上映会」として、映画館大スクリーンで一般向けに無料公開してきており、本学開学以降は、地元のシネコン「イオンシネマ新百合ヶ丘」の大スクリーンで完成した作品を公開している。卒業制作は、映画はつくることで終わりでなく、観客に届けてはじめて完成するものであり、芸術文化の発信者として映画・映像文化の普及、社会への還元を行っている。

令和7(2025)年2月には、第11期生が制作した卒業制作5本の披露上映会を実施し、学生や保護者、大学関係者のみならず、多くの地域住民の来場があった。

## A-1-② 地域社会と連携した取り組み しんゆり・芸術のまちづくりへの参画

令和 6 (2024) 年 4 月から 5 月にかけて、川崎市麻生区内、新百合ヶ丘を中心に、15 回目を迎えた「川崎・しんゆり芸術祭」(アルテリッカしんゆり) が開催された。川崎市、関連した団体、地元の大学、企業が実行委員会を組織し、ジャンルを超えた芸術祭典として、市内外で多くの市民に芸術にふれる機会を創出している。川崎市は平成 3 (1991) 年に新百合ヶ丘を芸術文化振興の拠点とする「芸術のまち構想」を発表しており、本学、昭和音楽大学の芸術系の大学が中心的役割を果たしている。

また、本学の履修科目「上映企画ワークショップ」を履修する学生たちが、自分たちでテーマを決め、作品選定からゲスト交渉、広報宣伝までを手掛け、川崎市アートセンター映像館で映画祭「学生企画上映会」を開催している。令和6(2024)年度は5月に「花火と爆弾」と題して開催した。

平成 7 (1995) 年から本学の前身である日本映画学校関係者の協力のもと市民ボランティアが中心となり「KAWASAKI しんゆり映画祭」を開催している。令和 6 (2024) 年度は 30 回目となる映画祭を開催した。市民ボランティアスタッフ中心の映画祭を目指し、現在、多くの市民ボランティアスタッフが運営を支えている。本学は特別後援という立場で、人的協力や機材の貸与などで長年に渡り協力関係を築いている。

平成22(2010)年に設立され、川崎市から「麻生区芸術・文化のまちづくり」情報発

信・推進事業の受託実施を行っている「NPO 法人しんゆり・芸術のまちづくり」の運営に参加して、川崎市麻生区周辺の芸術文化関係施設や人材、団体などと連携することで、 積極的に芸術のまちづくりを進めている。

#### SDGs 推進活動及び地域課題への取り組み

平成 30 (2018) 年に、地域課題を民間の力で解決するとともに地域の魅力を伸長させて新百合ヶ丘をサスティナブルな街にするために 100 以上の地元の企業・団体・大学等が参集し「新百合ヶ丘エリアマネジメントコンソーシアム」を設立している。本学は幹事会員として参画し、地域課題解決とまちの発展のために様々な活動を展開している。まちの清掃活動や駅周辺の花壇の管理など地域と連携しての環境美化活動や、「しんゆりフェスティバルマルシェ」の開催による地域のにぎわい創出のための活動などに努めている。

川崎市は、これまで様々な課題を市民、事業者などと解決してきた歴史と持続可能な社会の実現に向けた取り組みが国から評価され、令和元(2019)年7月に「SDGs 未来都市」に選定された。SDGs 未来都市として持続可能な社会の実現を目指している川崎市は、令和2(2020)年より市内の企業・団体向けに「かわさき SDGs バートナー」制度を開始し、本学は令和3(2021)年に「かわさき SDGs バートナー」として団体登録している。

#### 川崎市市制 100 周年記念事業への参画

本学は、川崎市市制記念事業として、麻生区と協働映画制作した「あさお誕生ものがたり」の特別上映会の開催、本学の企画・上映協力によるしんゆり野外シネマ開催などを実施した。川崎市市制 100 周年記念事業・全国都市緑化かわさきフェア実行委員会に参画している本学は、これまでの川崎市との連携実績を評価され、令和 6 (2024) 年 7 月川崎市市制 100 周年記念表彰として「市制功労賞」を受賞している。

#### [基準 A の自己評価]

#### (1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

大学が保有する人的・知的・物的資源を生かし、施設開放、地域住民との交流、公学連携した映像を活用した人材育成、地域課題を念頭においた生涯学習、夏休みに小学生と大学生が協同して映画制作を行う「こども映画大学」の実施、学生の学修成果である卒業制作映画作品の一般公開を行っている。

また、芸術・文化振興のため、川崎市アートセンターの指定管理業務の一端を担うことなども行っており、地域社会に大いに貢献している。

地域社会との取り組みとして、川崎市の施策である「芸術のまちづくり」を推進し、 地域の団体や大学と、市民ボランティアと共に協力し、ジャンルを超えた芸術の祭典「川 崎・しんゆり芸術祭」に参画し、芸術文化の振興に努めている。

今年度市制 100 周年を迎える川崎市の川崎市市制記念事業に積極的に参画し、麻生区 と協働映画プロジェクトの実施、本学の企画・上映協力によるしんゆり野外シネマ開催 の実施など、これまでの川崎市との連携実績を評価され川崎市市制 100 周年記念表彰と して「市制功労賞」を受賞している。

また、「新百合ヶ丘エリアマネジメントコンソーシアム」に参画して地域のさらなる活性化と持続的な課題解決に中心となって取り組む一方、継続的に清掃活動にも参加して芸術と緑豊かな地域の環境美化にも努めている。

#### (2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

大学には教育、研究のミッションがあり、地域連携のために割きうる人的・知的・物 的資源は限られているが、様々な組織と連携・分担して取り組むことが有効である。ま た、地域連携を行うに際して大学における優先度や投入できるヒト・モノ・カネも踏ま えて、大学として重視する地域連携の対象や範囲を検討し、地域の事情に応じて柔軟な 対応を行うよう努める必要がある。

芸術・文化振興のため、川崎市アートセンターの指定管理業務の一端を担っているが、 委託期間の評価が次期契約受託に影響することから、目先の結果が重視される傾向にあ る。今後も本学園による映画・映像に関する知的資源の提供の場として、上映・上演・ イベント、情報提供のあり方などについても適宜検討していく必要がある。

#### (3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

本学が保有する人的・知的・物的資源を活用とした社会還元と地域社会と連携した取り組みを様々実施してきている。今後とも、SDGs の推進、アクティブ・ラーニングを活用した学生の社会参加を促進し、本学の保有する資源を最大限に活用し広く地域社会に還元するとともに、連携した取り組みを通じて地域に貢献していく。川崎市アートセンターの指定管理業務については、公共の映画館が提供するサービスは事業収益が見込みにくい面はあるが、現状の課題解決に向たけ検討を進めるととともに、今後もより良い企画やサービスを提供し、事業を展開していく。

# Ⅳ. 大学が独自に設定した基準による自己評価基準 B. 国際交流

- B-1. 国際交流の推進
- B-1-① 異文化理解と国際交流への対応
- (1) B-1 の自己判定

基準項目 B-1 を満たしている。

#### (2) B-1 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

#### B-1-① 異文化理解と国際交流への対応

国際交流は、平成 29 (2017) 年に設置された「国際交流センター」が中心となって活動を行っている。具体的には学生が日本と韓国を相互に往来しながら映画を作成する「日韓学生共同制作プロジェクト」及び北京電影学院の教員・学生が来校し合評会を行う「日中映画交流会」の定期的な実施や東アジア以外の諸国との国際交流として「CILECT」(国際映画テレビ学校連盟)への参加などの交流活動を行っている。

#### 映画教育の国際組織「CILECT」(国際映画テレビ学校連盟)

昭和 29 (1954) 年にフランス・カンヌで設立された映画教育の国際組織「CILECT」には、平成 7 (1995) 年より正式に加盟している。世界 65 カ国、185 以上の映画教育機関が加盟するなか、日本では本学のほか 2 校のみ加盟が認められている。令和 6 (2024) 年度は、中国・北京市で開かれた「総会」に教員を派遣した。このほか、映画評論家としても著名な故・佐藤忠男名誉学長が、平成 28 (2016) 年に「ベスト・ティーチング・アワード」を受賞したほか、令和 5 (2023) 年度はフランス・トゥールーズで開催された「CILECT」加盟校による学生映画祭に、卒業制作作品の出品と教員を派遣している。

#### 日韓学生共同制作プロジェクト

平成 24 (2012) 年に学術交流協定を締結した「韓国国立芸術綜合学校」(K-arts) とは、平成 25 (2013) 年より、日本と韓国の学生が合同で1年間かけて映画制作を行うプロジェクト「日韓学生共同制作プロジェクト」を継続している。日本と韓国を相互に往来しながら映画を制作するこのプロジェクトは、これまで9作品が完成している。日本と韓国の学生だけでなく、本学の留学生や、1~4年生のどの学年でも参加の機会を有していることは、「日本映画大学設置認可申請書」基本計画書に掲げる「アジアの国と諸地域に対し、映画力(映画が具備した社会的・政治経済的・環境的なメッセージ力)を介して社会貢献し、相互の交流・連帯を促進」するための貴重な機会となっている。新型コロナウイルス感染症によりこのプロジェクトは3年間中止したが、令和5 (2023) 年度より交流を再開している。

令和元(2019)年に韓国・釜山で開催された「第24回釜山国際映画祭」の関連イベント「韓中日平和三国志」が開かれた。本学が学術交流協定を締結している「韓国国立芸術綜合学校」、「北京電影学院」が参加したこのイベントでは、「日韓学生共同制作プロ

ジェクト」で制作された 5 作品が上映されたほか、天願大介学長による講演が行われ、本学が学術交流協定を締結する 3 大学が初めて一堂に会した貴重な交流の機会となった。

#### [基準Bの自己評価]

#### (1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

海外からの留学生を積極的に受入れ、学内で日本人学生との交流会を定期的に開催している。また、海外の大学との学術交流協定を締結し、教員と学生の交流をはじめ、学生作品の交換上映も行っている。特に、平成25(2013)年度から実施している「日韓学生共同制作プロジェクト」は、学生が日本と韓国を相互に往来しながら映画を制作する授業であり、映画制作を通した異文化交流の場としてのみならず、映画制作が世界に開かれていることを身をもって体験する貴重な機会となっている。

#### (2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

新型コロナウイルス以後、学術交流協定を締結していない海外の教育機関からの見学、 学術交流や学生交流の依頼が続々と寄せられている。しかしながら、学生の語学力、担 当教職員の不足、予算措置等の理由から要請に応えきれない状況となっているため、受 入態勢のあり方について検討していく。

#### (3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

中国をはじめ、韓国、台湾、中国、インドネシア、ロシアとの学術交流を推進してきたところであり、「CILECT」加盟校を含んだ交流の機会を活用することで、教員並びに学生間の交流を図り、教育機関同士の関係性を強化し、作品交流、共同研究、講師派遣、交換留学などへの展開を図っていく。